

旅居八代市華人之生活手冊

生活情報やつしる（中國語版）



毎年11月22・23日開催 八代妙見祭

八代市

目 次

はじめに	1
1 八代市について	2
2 八代市役所の業務について	
(1) 仮設庁舎(本庁)	3
(2) 支所	4
3 住民基本台帳制度	5
4 戸籍関係の届出	
(1) 出生	9
(2) 死亡	10
(3) 婚姻	11
(4) 離婚	12
5 在留手続き	
(1) 在留資格	13
(2) 在留期間	13
(3) 「みなし再入国許可」制度	13
(4) 申請の必要なことから	13
(5) 帰化	14
(6) 国籍選択	14
6 住宅を探す	
(1) 民間の住宅	15
(2) 市営住宅	15
7 医療・福祉	
(1) 病院	16
(2) 健康保険	16
(3) 介護保険	17
(4) 年金	17
(5) ドメスティックバイオレンス(DV)	17
8 労働	
(1) 仕事	18
(2) 日本で就労するには	18
(3) 日本で仕事を探すには	18
(4) トラブル	18
(5) パートタイマー	18
9 教育	
(1) 保育園等への入園	19
(2) 幼稚園	19
(3) 小・中学校	19
(4) 高等学校	19
(5) 大学・短大	20
(6) 図書館	20

目 录

前 言	1
1 八代市	2
2 八代市政府行政业务	
(1) 市政府临时总厅	3
(2) 分所	4
3 住民基本台帳制度	5
4 户籍关联申报	
(1) 出生	9
(2) 死亡	10
(3) 结婚	11
(4) 离婚	12
5 在留资格手续	
(1) 在留资格(居住资格)	13
(2) 在留期间(居住期间)	13
(3) “视同再入国许可”制度	13
(4) 必须办理申请的各种情况	13
(5) 归化	14
(6) 国籍选择	14
6 寻找住房	
(1) 民间出租屋	15
(2) 市营住宅	15
7 医疗、福利	
(1) 医院	16
(2) 健康保险	16
(3) 护理保险	17
(4) 养老金	17
(5) 家庭暴力(DV)	17
8 工作	
(1) 工作常识	18
(2) 在日本就业	18
(3) 在日本择业	18
(4) 纠纷	18
(5) 临时工	18
9 教育	
(1) 托儿所	19
(2) 幼儿园	19
(3) 中小学教育	19
(4) 高中	19
(5) 大学·短大	20
(6) 图书馆	20

(7) 日本語を学ぶ	20
10 税金	
(1) 所得税	21
(2) 住民税	21
(3) 固定資産税	21
(4) 自動車税	22
(5) 軽自動車税	22
(6) 消費税	22
11 出産・育児	
(1) 妊娠したとき	23
(2) 出産したとき	23
(3) 乳幼児保健サービス・予防接種	23
(4) その他	24
12 交通	
(1) 鉄道の利用のしかた	26
(2) バスの利用のしかた	26
(3) タクシーの利用のしかた	27
(4) 交通ルール	28
(5) 運転免許	28
(6) 国際運転免許証	28
(7) 日本の免許への切替	28
13 郵便・小包	
(1) 郵便	29
(2) 国際小包	29
(3) EMS(国際スピード郵便)	29
14 緊急時のために	
(1) 事故・盗難にあったとき	30
(2) 火事するとき	30
(3) 急病やけがのとき	31
(4) 自然災害に備えて	31
(5) 交通事故にあったとき	32
15 ごみ処理とリサイクル	
(1) 燃えるごみ	33
(2) 資源物	33
(3) 大型ごみ	33
(4) 市では引き取れないごみ	33
16 相談	
(1) 市民相談室	34
(2) 行政書士による入管問題無料相談会	34
(3) 熊本県外国人サポートセンター	34
(4) 警察署	34
17 大使館リスト	35

(7) 日语学习	20
10 纳税	
(1) 所得税	21
(2) 住民税	21
(3) 固定资产税	21
(4) 自动车税(汽车税)	22
(5) 轻自动车税(小型汽车税)	22
(6) 消费税	22
11 出生、育児	
(1) 怀孕之后	23
(2) 孩子出生	23
(3) 幼婴儿保健服务・预防接种	23
(4) 其他	24
12 交通	
(1) 乘坐列车的方法	26
(2) 乘坐公共汽车的方法	26
(3) 乘坐出租车的方法	27
(4) 交通规则	28
(5) 驾驶执照	28
(6) 国际驾驶执照	28
(7) 驾驶执照的更换	28
13 邮局、包裹	
(1) 邮寄	29
(2) 国际包裹邮寄	29
(3) EMS(国际特快专递)	29
14 发生紧急情况的应对	
(1) 遇到事故或盗窃时	30
(2) 发生火灾时	30
(3) 急病或受伤时	31
(4) 防备自然灾害	31
(5) 遇到交通事故时	32
15 垃圾处理 and 废物回收利用	
(1) 可燃性垃圾	33
(2) 可回收利用的资源物品	33
(3) 大型垃圾	33
(4) 市垃圾站不接收的垃圾	33
16 咨询	
(1) 市民咨询室	34
(2) 行政书士提供有关入管问题的免费咨询	34
(3) 熊本县外籍居民咨询服务中心	34
(4) 警察署	34
17 驻日大使馆、领事馆	35

はじめに

ようこそ八代市へいらっしゃいました。

この生活ガイドブックは、初めて八代市に来られて言葉、生活習慣、文化の違いなどで何かと不安や戸惑いを感じておられる皆さんのために必要な情報をまとめています。

ここに掲載された内容についてさらに詳しく知りたい時には、各関係機関へ直接お問い合わせ下さい。この場合、英語など外国語の通じる係員がいることは少ないので、日本語がわかる友人・知人の手助けがあるとよいでしょう。

このガイドブックを十分に活用して、八代市でたくさんの良い思い出を作って下さい。皆さんからの情報、意見または提案がありましたら、市長公室国際課（4ページ参照）へお寄せ下さい。



前 言

欢迎各位光临八代市！

为了使刚刚来到八代市的外国朋友尽快适应本市的生活，消除由于语言、生活习惯、文化等方面差异而产生的不安或困惑，我们特意发行了这本收集日常生活所必需的信息资源为内容的生活手册。

各项资讯的详情，可直接向有关部门咨询。由于懂外语的工作人员不足，请尽可能通过懂日语的朋友或熟人问询为盼。

请有效利用这本生活手册，并由衷地希望各位在八代市逗留期间能够留下美好的回忆。如果有什么好的信息、建议或者意见，敬请与我们市长公室国际课（第4页）联系。



1 八代市について

■概要

- ・八代市は、九州のほぼ中央に位置し、九州山地に源を發し滔々と114km流れて海に注ぐ球磨川の河口に臨み、西は不知火で有名な八代海を隔てて天草諸島と対しています。
- ・市域は東西50km、南北30km、面積は681.36km²。
- ・山地が占める東部は、泉町の国見岳を最高峰として、九州山地の脊梁地帯を形成しており、日本三急流の一つである球磨川や氷川がその山間を抜け出ると、左右に八代平野が広がっています。
- ・年平均気温16.7℃～17.9℃と比較的温暖で、年間降水量は1,700mm～2,900mmと豊富な雨量に恵まれています。
- ・歴史と伝統文化が今に息づく本市は、豊かな農業と活発な工業を併せ持ち、古くから交通の要衝として発展してきました。
- ・現在、九州の交通・流通の要であり、九州新幹線開通、そして八代港と韓国の釜山港とのコンテナ国際定期航路開設と海上においても熊本県第二の都市として国際的な流通拠点機能がますます高まっています。また、八代港は2017(H29)年に国際旅客船拠点形成港湾に指定され、人流のゲートウェイとしても発展を遂げており、熊本県の経済と産業の発展に大きく貢献しています。

■人口と世帯

人口 126,966人(男性59,008人、女性67,958人)
世帯数 56,419戸

■外国人登録数

2,594人(男性497人、女性2,097人)

(2019年9月30日現在)

■国際交流

- ・友好都市
1996年3月5日に中国広西壮族自治区の北海市と正式に友好都市を締結して以来、文化、教育、スポーツ、医療などの幅広い分野で様々な交流を展開し、相互理解と友好の絆を深めています。
- ・友好交流協定締結都市
2018年4月19日に台湾基隆市と正式に友好交流協定を締結し、相互理解と友好互恵を増進するため、交流を促進し、お互いの地域活性化に寄与することを目指しています。

1 八代市

■概況

- ・八代市位于九州中部，市区东部是连绵不断的九州群山，西面为不知火地区，与著名的天草群岛隔海相望。
- ・八代市东西宽50公里，南北长30公里，总面积为681.36平方公里。
- ・东部以泉町的“国见岳”为最高峰，形成九州山地的山脊。被誉为日本三大急流之一的球磨川河以及冰川河发源于九州山地，涛涛河水奔流114公里经八代平原汇入八代海。
- ・本市气候温暖，年平均气温16.7℃-17.9℃；降雨量丰富，年平均降水量1700mm-2900mm。
- ・本市历史和传统文化源远流长。农业发达、工业繁荣的八代市自古以来是九州交通的要冲。
- ・近年来随着九州新干线全线开通；八代港——韩国釜山港国际集装箱定期航班的开设；以及八代港于2017年被国家指定为国际游轮据点开发港口之一，八代市的国际人流和物流之机能作用也越来越明显，并作为熊本县（省）第二大城市得到持续的发展。

■人口

126,966人(男59,008人 / 女67,958人)
户数 56,419户

■外国人登记人数

2,594人(男497人 / 女2,097人)

(以上统计数据的日期为2019年9月30日)

■国际交流

- ・友好城市
1996年3月5日八代市与中国广西壮族自治区北海市正式缔结为国际友好城市以来，双方在文化、体育、教育、医疗卫生等各方面开展了丰富多彩交流活动，增进了相互了解和友谊。
- ・友好交流协定签署城市
2018年4月19日八代市与台湾基隆市正式签署友好交流协定，双方在促进相互了解和友好互恵的同时，也为两地的经济发展做出贡献。

2 八代市役所の業務について

(1) 仮設庁舎（本庁）

八代市役所では、外国人の住民異動届をはじめ、皆さんの生活に必要な各種手続を行っています。住民異動届、出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、印鑑登録、国民年金の加入、国民健康保険加入などの届出や各種証明書類の発行は、1階の関係各課で扱っています。また、日常生活やDV等に関する相談にも応じています（詳細は各項目を参照して下さい）。

住 所：〒866-8601 八代市松江城町1-25
 電 話：0965-33-4111（代表） FAX：0965-32-8944
 八代市ホームページ：<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>
 開庁時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
 （ただし、木曜日は窓口の業務時間を午後7時まで延長しています）

■「外国語通訳者」の配置

外国人の八代市役所仮設庁舎における事務手続上及び市民相談室利用時の日本語不安を解消するため、仮設庁舎東棟1階に外国語通訳者を置き、外国人にも利用しやすい環境づくりを目指していますので、ぜひご利用ください。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第一週		英語・タガログ語		中国語	
第二週					
第三週		英語・タガログ語		中国語	
第四週					
第五週					

期 間：1言語につき毎月2回ずつ。9:00~15:00（5時間/日、休憩時間除く）
 対応言語：英語、中国語、タガログ語

2 八代市政府行政業務

(1) 市政府临时总厅

在市政府大楼可以办理外国人居民住址变更手续,以及其他与各位生活相关的各种申请手续。居民住址变更手续、出生登记、死亡登记、结婚登记、离婚登记、印章登记、加入国民年金、加入国民健康保险等手续及各种证明文件的签发在市政府临时总厅一楼各有关部门办理。此外还提供有关日常生活、家庭暴力(DV)等各方面的咨询服务。

地 址：〒866-8601 八代市松江城町1-25
 电 话：0965-33-4111（总机） 传 真：0965-32-8944
 八代市网址：<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>
 工作时间：星期一~星期五
 上午八点半~下午五点十五分
 （每逢星期四的窗口办公业务延长到晚上七点）

■外语翻译的设置

为了消除外籍市民在市政府临时总厅办理手续时或利用市民咨询室时的语言障碍,我们在临时总厅1楼设置了外语翻译。当您有语言问题或困难时,不妨用母语向该翻译询问。

	星期一	星期二	星期三	星期四	星期五
第一周		英语・菲律宾语		中文	
第二周					
第三周		英语・菲律宾语		中文	
第四周					
第五周					

期 间：每种语言每月可以提供两次服务。上午九点 ~ 下午三点
 （5个小时/次、除去午休时间）
 对应语言：英语、中文、菲律宾语

(2) 支所

5つの支所においても、住民異動届をはじめとした生活に必要な各種手続を行うことができます。また各種届出、各種証明書類の発行も扱っています。

開庁時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで（各支所共通）

名 称	連 絡 先
坂本支所	住所：〒869-6105 八代市坂本町坂本4228-12 電話：0965-45-2211（代表） FAX：0965-45-2291
千丁支所	住所：〒869-4703 八代市千丁町新牟田1502-1 電話：0965-46-1101（代表） FAX：0965-46-2010
鏡支所	住所：〒869-4292 八代市鏡町内田453-1 電話：0965-52-1111（代表） FAX：0965-52-8123
東陽支所	住所：〒869-4301 八代市東陽町南1105-1 電話：0965-65-2111（代表） FAX：0965-65-3272
泉支所	住所：〒869-4401 八代市泉町柿迫3131 電話：0965-67-2111（代表） FAX：0965-67-2444

■市長公室国際課

国際課では、本市の国際化を推進し、友好都市等との交流及び在留外国人への行政サービス等の業務を行っています。また、当課では英語及び中国語での対応も可能ですので、もし何か分からないことや困ったことがあれば、お問い合わせください。

場 所：鏡支所2階

電 話：0965-33-6846（直通） FAX：0965-52-8123（代表）

メール：kokusai@city.yatsushiro.lg.jp

(2) 分所

在其他5个市政府分所也可以办理居民住址变更手续，以及其他与工作、生活相关的各种申请手续。同时市政府分所也办理各项登记手续和各种证明文件的签发。

工作时间：星期一~星期五 上午八点半~下午五点十五分（各分所相同）

名 称	联络地址等
坂本分所	地址：〒869-6105 八代市坂本町坂本4228-12 电话：0965-45-2111（总机） FAX：0965-45-2291
千丁分所	地址：〒869-4703 八代市千丁町新牟田1502-1 电话：0965-46-1101（总机） FAX：0965-46-2010
鏡分所	地址：〒869-4292 八代市鏡町内田453-1 电话：0965-52-1111（总机） FAX：0965-52-8123
东阳分所	地址：〒869-4301 八代市东阳町南1105-1 电话：0965-65-2111（总机） FAX：0965-65-3272
泉分所	地址：〒869-4401 八代市泉町柿迫3131 电话：0965-67-2111（总机） FAX：0965-67-2444

■市长公室国际课

国际课的主要工作范围是促进八代市的国际化进程，加强与国际友好城市的交流以及面向旅居八代市的外国人士之行政服务。本课还有懂英文和中文的职员可以随时向各位提供咨询服务，当您有什么问题或困难时，不妨向我们询问。

鏡分所2楼 国际课

电 话：0965-33-6846（直线） 传 真：0965-52-8123（总机）

电子信箱：kokusai@city.yatsushiro.lg.jp

3 住民基本台帳制度

2012年（平成24年）7月9日に外国人登録法が廃止され、新しい制度が始まりました。対象になる外国人住民の方は、日本人と同様に「住民基本台帳法」が適用になります。

これに伴い、住民票の写し等証明書の発行や住所の変更の届出、印鑑登録の手続等が、本庁市民課及び各支所地域振興課・市民環境課のどこでも出来るようになりました。

名 称	電話番号
仮設庁舎東棟1階 市民課	0965-33-4110（直通）
坂本支所 地域振興課	0965-45-2211（直通）
千丁支所 地域振興課	0965-46-1101（代表）
鏡支所 市民環境課	0965-52-1115（直通）
東陽支所 地域振興課	0965-65-2111（代表）
泉支所 地域振興課	0965-67-2111（直通）

■制度の対象となる方

(1) 中長期在留者

適法な在留資格を有し、在留期間が3カ月を超える方になります。対象者には「在留カード」が交付されます。「在留カード」の交付及び更新申請は、「入国管理局」で行います。

(2) 特別永住者

特別永住者の方には、「特別永住者証明書」が交付されます。「特別永住者証明書」の交付及び更新申請は、本庁市民課で行います。

(3) 一時庇(ひ)護許可者または仮滞在許可者

(4) 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

※出生をした日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます。

なお、この期間を超えて在留される場合は、出生をした日から30日以内に、最寄りの入国管理庁で在留資格の取得申請を行う必要があります。

■引越しなどで住所が変更となったとき手続が必要です。

① 他の市区町村への住所変更【転出届】

市外へ引っ越すときは、「転出」の届出をして転出証明書の交付を受け、引っ越してから14日以内に、新しい住所地の役所に転出証明書を持って「転入」の届出をしてください。

その際には「在留カード」または「特別永住者証明書」（在留カード等とみなされる「外国人登録証明書」）をお持ちください。

② 市内での住所変更【転居届】

市内の新しい住所に引越しをしてから14日以内に、住所変更の届出をしてください。

その際には「在留カード」または「特別永住者証明書」（在留カード等とみなされる「外国人登録証明書」）をお持ちください。

③ 海外へ引っ越すとき【国外転出届】

1年以上海外に行く予定がある場合は、「国外転出」の届出をしてください。

3 住民基本台帳制度

2012年（平成24年）7月9日开始废除外国人登录法施行新的管理制度。作为该制度对象的外国人居民与日本人一样适用于“住民基本台帐法”。因此住民票复印件等证明文件的签发、住址变更申报手续、印章登记手续等可以在八代市政府临时总厅市民课以及各分所的地域振兴课・市民环境课办理。

名 称	电话号码
市政府临时总厅1楼 市民课	0965-33-4110（直线）
坂本分所 地域振兴课	0965-45-2211（直线）
千丁分所 地域振兴课	0965-46-1101（直线）
镜分所 市民环境课	0965-52-1115（直线）
东阳分所 地域振兴课	0965-65-2111（直线）
泉分所 地域振兴课	0965-67-2111（直线）

■作为该制度对象的外籍人士

(1) 中长期在留者

以拥有合法的在留资格，且在留期限超过3个月的外籍人士为对象颁发“在留卡”。该卡的更新申请和交付手续在“入国管理厅”办理。

(2) 特别永住者

对特别永住者颁发“特别永住者证明书”。该证明书的更新申请和交付手续仍然在市政府办理。

(3) 临时避难许可者或临时滞在许可者

(4) 因出生的过渡滞在者或因丧失国籍的过渡滞在者

※婴儿出生后即使没有在留资格也可以在日本合法居留60日。如果在日本居留期间超过此期限时，则需在出生后30日内去附近的入国管理厅办理在留资格申请。

■因迁居等而住址发生变更时的必要手续

① 迁往其他市区町村的住址变更

迁往市外时，请去市政府办理“转出”申报，领取转出证明书，在迁居后14日内持转出证明书到新住址所在地的役所办理“转入”申报。届时请携带“在留卡”或“特别永住者证明书”（视同在留卡等的“外国人登录证明书”）。

② 在市内的住址变更

请在迁至市内新住址后14日内，去市政府办理住址变更申报。届时请携带“在留卡”或“特别永住者证明书”（视同在留卡等的“外国人登录证明书”）。

③ 迁往国外时

如计划去国外1年以上时，请去市政府办理“国外转出”申报。

④海外から帰ってきたとき【国外転入届】

帰国後 14 日以内に「国外転入」の届出をしてください。

その際には旅券および「在留カード」または「特別永住者証明書」（在留カード等とみなされる「外国人登録証明書」）をお持ちください。

⑤海外から日本に初めて来たとき【国外転入届（新規）】

日本に来て新しい住所を市内に決めた場合には、14 日以内に住所の届出をしてください。

その際には入港時に空港で交付される在留カードと旅券が必要です。

◎届出に際し、世帯との続柄を証明する文書が必要な場合があります。

世帯主が外国人の場合、住所変更等の届出をする際に、「世帯主との続柄を証明する文書」の提出が必要な場合があります。その文書が日本語以外で記載されている場合には、日本語の訳文も必要となります。

■証明書（住民票の写し等）の交付

住所や世帯構成等、住民票の内容を証明する書類が必要なときは「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」を請求してください。

なお、住民票には、外国人登録原票に記載されていた 2012 年（平成 24 年）7 月 8 日以前の居住地の変更履歴や、氏名・国籍の変更履歴、上陸許可年月日などが記載されません。これらの情報が必要な場合は、ご本人が直接法務省に開示請求することになります。

開示請求の窓口	法務省大臣官房秘書課 個人情報保護係 電話 03-3580-4111
---------	---------------------------------------

■住民票が作成されない方は、印鑑登録ができません。

観光目的で短期滞在されている方等は、住民票が作成されません。そのため、印鑑登録をすることができません。

■「在留カード」や「特別永住者証明書」への切替えについて

○新しい制度では、外国人登録証明書に代わり「在留カード」が交付されます。「在留カード」の更新や再交付などの手続きは入国管理庁で行います。

○特別永住者には、外国人登録証明書に代わり「特別永住者証明書」が交付されます。特別永住者証明書の更新や再発行の手続きは本庁市民課で行います。

○外国人登録証明書をすでにお持ちの方は、2012 年（平成 24 年）7 月 9 日から一定期間は、同証明書が「在留カード」や「特別永住者証明書」とみなされますので、すぐに切り替える必要はありません。

④自国外归来時

请在回国后 14 日内去市政府办理“国外转入”申报。届时请携带护照及“在留卡”或“特别永住者证明书”（视同在留卡等的“外国人登录证明书”）。

⑤从海外首次来日时

来日后在市内确定新住址时，请在 14 日内去市政府办理申报手续。届时需持入境时在机场领取的在留卡和护照。

◎前来登记时，有时会要求您提交证明您与户主关系的书面材料。

户主为外国人的情况下，办理住址变更等登记时，有时会要求您提交证明您与户主关系的书面材料。如果书面材料使用的语言非日语，此时您还需要提交翻译为日语的文本。

■证明书（住民票的复印件等）交付

若需要住址、家庭成员构成等住民票的内容的证明文件，请索取“住民票复印件”或“住民票记载事项证明书”。

住民票中未记载外国人登录原票中所记载的 2012 年 7 月 8 日以前的居住地变更履历、姓名及国籍的变更履历、入境许可年月日等信息，如果需要这些信息，由本人直接向法务部请求信息公开。

请求信息公开的窗口	法務省大臣官房秘書課 个人信息保护係 电话 03-3580-4111
-----------	---------------------------------------

■没有制作住民票的人士不能办理印章登记

以旅游目的在日本短期逗留的人士不能在市政府制作住民票，因此也不能办理印章登记。

■“在留卡”及“特别永住者证明书”的更换

○按照新的制度，将取代外国人登录证明书交付“在留卡”。“在留卡”的更新及再交付等手续在入国管理厅办理。

○对于特别永住者，将交付“特别永住者证明书”取代外国人登录证明书。特别永住者证明书的更新及再发行手续仍然在市政府办理。

○已持有外国人登录证明书者自 2012 年 7 月 9 日起的规定期间内，该证明书被视同为“在留卡”及“特别永住者证明书”，因此不必立即更换。

■外国人登録証明書が在留カード等とみなされる期間

在留カードとみなされる期間	2012年（平成24年）7月9日に16歳未満の者	(1)2015年（平成27年）7月8日、 (2)在留期間の満了の日、 (3)16歳の誕生日のいずれか早い日まで
	2012年（平成24年）7月9日に16歳以上かつ在留資格が永住者以外の者	在留期間の満了の日まで
	2012年（平成24年）7月9日に16歳以上かつ在留資格が永住者の者	2015年（平成27年）7月8日まで
特別永住者証明書とみなされる期間	2012年（平成24年）7月9日に16歳未満の者	16歳の誕生日まで
	2012年（平成24年）7月9日に16歳以上で、次回確認（切替）申請期間の始期が、施行時既に到来している者	2015年（平成27年）7月8日まで
	2012年（平成24年）7月9日に16歳以上かつ次回確認（切替）申請期間の始期が施行後3年を経過する日より後の者	次回確認（切替）申請期間の始期であるその者の誕生日まで

■在留カードの返納

(1)出国するとき

出国する場合は（再入国許可がある場合を除く）は、在留カードを空港や港で返納してください。

(2)外国人住民が死亡した時

外国人が死亡した場合は、14日以内に、当該中長期在留者の親族又は同居人の方に、当該在留カードを返納していただく必要があります。

(3)帰化したとき・日本国籍を取得した場合

帰化したとき・日本国籍を取得した場合、当該在留カードを返納していただきます。この場合、最寄りの地方入国管理庁に直接赴いて返納していただくか、次の事務所に郵送してください。

返納郵送先	東京入国管理庁おだいば分室 〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
-------	---



■“外国人登録証明書” 視同為在留カード等の期限

被視同為“在留カード”的期限	2012年（平成24年）7月9日未満16歳者	(1)2015年（平成27年）7月8日、 (2)在留期間満了之日、 (3)16岁生日中，最早日期为止
	2012年（平成24年）7月9日已满16岁且在留資格为永住者以外者	至在留期间満了之日为止
	2012年（平成24年）7月9日已满16岁且在留資格为永住者	至2015年（平成27年）7月8日为止
被視同為“特別永住者証明書”的期限	2012年（平成24年）7月9日未満16歳者	至16岁生日为止
	2012年（平成24年）7月9日已满16岁，下次确认（更換）申請期間的开始日期在施行时已到期者，或施行后3年内到期者	至2015年（平成27年）7月8日为止
	2012年（平成24年）7月9日已满16岁且下次确认（更換）申請期間的开始日期为施行后3年以后者	至下次确认（更換）申請期間的开始日期（即该人的生日）为止

■在留カード的归还

(1) 出境时

出境时（除拥有再入国许可情况之外），请在机场或港口归还还在留卡。

(2) 死亡时

外国人死亡时，由该中长期在留者的家属或者同居人在14日内须归还还在留卡。

(3) 加入日本国籍时

加入日本国籍时须归还还在留卡。由本人直接去附近的入国管理庁归还该卡，或者将该卡邮寄至以下地址。

归还还在留卡的邮寄地址	東京入国管理庁おだいば分室 〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9F
-------------	---



■マイナンバー（個人番号）

マイナンバーは、住民票のある全ての人が持つ12桁の番号です。マイナンバーは、「社会保障・税・災害対策」の分野の中の法律や自治体の条例で定められた行政手続などで利用します。一生使うものなので、大切にしてください。

(1)通知カード

入国するなどして、新たに住民の登録をした人には、住民票の住所あてにマイナンバーをお知らせするための「通知カード」を同封した封筒が簡易書留（転送不要）で送られます。「通知カード」は住民登録の日から3~4週間後に届きます。届いたら無くさないよう大切に保管してください。

(2)マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカードは、顔写真付きのプラスチック製のICカードで、公的な本人確認書類としても使用できます。また、e-Taxの確定申告やコンビニ交付サービスなどで利用できる電子証明書が標準搭載されます。

なお、このマイナンバーカードを希望する方は、「通知カード」に同封された申請書に必要事項を記入のうえ、顔写真を貼って申し込んでください。申し込んでから本庁市民課または各支所地域振興課・市民環境課で交付するまで約1か月かかります。



■个人编号

个人编号是每一位有住民票的人都拥有的12位数的号码。个人编号可以用作“社会保障、税务、灾害对策”领域中的法律及自治体条例所规定的行政手続。个人编号是终生使用的号码，请妥善保管。

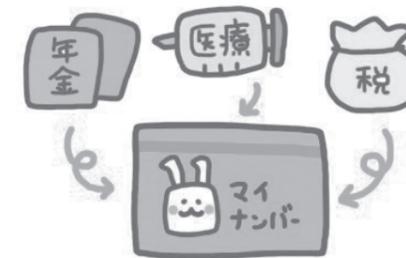
(1)通知卡

对于从国外迁入日本等，新登记了地址的人士，我们会以简易挂号信（不需转寄）的形式将“通知卡”邮寄到住民票中登记的地址，以通知个人编号。从住民登记之日起，“通知卡”会在3~4周后寄到。收到“通知卡”后，请妥善保管以防丢失。

(2)个人编号卡

个人编号卡是带照片的塑料质地IC卡，可以作为正式的个人确认证件使用。此外，还标准搭载了可以用来作为e-Tax的确定申告和便利店交付服务的电子证明书。

如果希望领取个人编号卡，请在与“通知卡”一同寄去的申请书上填好必要事项，并贴上正面头像照片后提交申请。从申请个人编号卡到在市政府临时总厅市民课或各分所的地域振兴课・市民环境课交付为止，大约需要1个月的时间。



4 戸籍関係の届出

名 称	電 話
仮設庁舎東棟1階 市民課	0965-33-4110 (直通)
坂本支所 地域振興課	0965-45-2211 (直通)
千丁支所 地域振興課	0965-46-1101 (代表)
鏡支所 市民環境課	0965-52-1115 (直通)
東陽支所 地域振興課	0965-65-2111 (代表)
泉支所 地域振興課	0965-67-2111 (直通)

(1) 出生

日本国内で子が出生したときは、戸籍法の規定に基づき、出生子が日本国籍を取得するか否かにかかわらず出生届の提出が必要です。また、外国で日本人を父または母とする子が出生し、その子が出生によって日本国籍を取得するときも、出生届の提出が必要になります。

日本人と外国人の夫婦の子が外国で生まれた場合、出生子が外国人である親の国籍を取得したり、その国で生まれたものすべてに国籍を与える制度を採っている国で生まれたときは、その子は2つ以上の国籍を持つ重国籍者となります。その場合は、出生届と一緒に国籍留保の届出をしないとその子は生まれた時にさかのぼって日本の国籍を失ってしまいます。国籍留保の届出は、出生届をする時に、出生届書の「その他」欄に「日本の国籍を留保する」と記入して、署名・押印をすることによって行うことができます。

外国人夫婦の子や婚姻していない外国人母の子等で、出生子が日本国籍を取得しない場合、出生届の他に住民登録や、在留資格の取得も必要になります。その他に、本国政府にも報告が必要になります。本国政府への報告について詳しくは大使館又は領事館にお尋ねください。

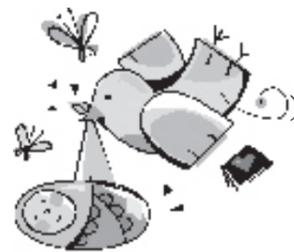
届出期間：日本国内で出生したときは出生した日から14日以内、国外で出生したときは出生した日から3ヶ月以内（出生した日を含む）

届出人：父又は母、父母が婚姻関係にない場合は母

提出先：出生地又は住所地又は日本人の本籍地の市区町村役場

必要書類：出生届書（市区町村役場または病院に備えてあります。）

出生証明書（出産に立ち会った医師または助産師の証明を受けたもの、国外で出生し証明書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文も必要です）、
母子健康手帳、国民健康保険証（加入者のみ）



4 戸籍相关申报

名 称	电话号码
市政府临时总厅1楼 市民课	0965-33-4110 (直线)
坂本分所 地域振兴课	0965-45-2211 (直线)
千丁分所 地域振兴课	0965-46-1101 (直线)
镜分所 市民环境课	0965-52-1115 (直线)
东阳分所 地域振兴课	0965-65-2111 (直线)
泉分所 地域振兴课	0965-67-2111 (直线)

(1) 出生

如果孩子在日本出生，根据户籍法的规定无论该孩子是否取得日本国籍，都必须向市区町村政府进行出生申报。此外，父母亲一方为日本人的孩子在国外出生时，为了让孩子获得日本国籍也必须提交出生申报。

日本人和外国人夫妇之间的孩子在国外出生时，有时可以取得父母亲一方的外国国籍，如果新生儿在他国出生并获得该国国籍时，该孩子可能拥有两种以上的多重国籍。在此情况下，如果没有提交出生申报和国籍保留的申报，该孩子出生后将失去日本国籍。办理日本国籍保留申报手续时，在出生申报书中「その他」栏目中填写「日本の国籍を保留する」，并签名盖章。

外国人夫妇之间的孩子或者未婚外国人母亲的孩子尽管不获得日本国籍，但也必须提交出生申报和办理住民登录以及在留资格申请。此外，还应向其本国政府提出申报。详情请向大使馆或领事馆询问。

申报期限：在日本出生的自出生日起14天以内，在国外出生的自出生日起3个月以内

申报人：父亲、母亲，或者父母亲属非婚姻关系者由母亲提交

申报地点：出生地点、住址所在地、或者日本人籍贯所在地的市区町村政府

所需文件：出生申报书(市区町村政府或有的医院里有备)

出生证明书(医生或接生护士所开具的证明书，在国外出生且证明书是用外语记载的，须附带注有翻译人姓名的日文译文)

母子健康手册，国民健康保险证(仅限加入者)



(2) 死亡

日本国内に居住する外国人が、日本国内で死亡したときは、戸籍法の規定に基づいて死亡届の提出が必要になります。

届出期間：死亡の事実を知った日から7日以内

届出人：親族その他の同居者 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

提出先：亡くなった方の住所地又は死亡地の市区町村役場

必要書類：死亡届書（市区町村役場または病院に備えてあります。）

死亡診断書又は死体検案書（死亡者を診察又は死体を検案した医師が作成したもの）

死亡届の他に、亡くなった方の在留カード等を返納していただく必要があります。

この場合、最寄りの地方入国管理庁に直接赴いて返納していただくか、次の事務所に郵送してください。

返納郵送先	東京入国管理庁おだいば分室 〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
-------	---

また、本国政府にも報告の必要があります。本国政府への報告について、詳しくは大使館又は領事館にお尋ね下さい。

(2) 死亡

居住在日本の外国人，如果在日本死亡时，根据户籍法的规定必须向市区町村政府进行死亡申报。

申报期限：自知道死亡事实之日起7天以内

申报人：亲属或同居人、房东或者房屋土地管理人

申报地点：死亡地点或居住地的市区町村政府

所需文件：死亡申报书(市区町村政府或有的医院里有备)

死亡诊断书或者死体鉴定书(医生所开具的死亡诊断或尸体鉴定文件)

与此同时，还需要将死亡者的在留卡归还给入国管理厅。由申报人直接去附近的入国管理厅归还该卡，或者将该卡邮寄至以下的事务所地址。

归还还在留卡的邮寄地址	东京入国管理庁おだいば分室 〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9F
-------------	---

此外，也应向其本国政府提出申报。详情请向大使馆或领事馆询问。

(3) 婚姻

日本人と外国人又は外国人同士が日本の方式で婚姻しようとするときは、市区町村の戸籍届出窓口に婚姻の届出をし、両当事者に婚姻の要件が備わっていると認められ届出が受理されると、有効な婚姻が成立します。また、日本人と外国人が、外国でその国の定める婚姻の手続き（方式）をとり、法律上有効に婚姻が成立した場合は、日本人の戸籍に婚姻の事実を記載する必要があるため、婚姻届の提出が必要になります。

日本の方式で婚姻された外国人の方は、本国政府への報告も必要です。手続きの方法は大使館又は領事館へ確認してください。

■日本の方式で婚姻する場合

届出人：当事者双方

提出先：夫か妻どちらかの住所地又は日本人の本籍地の市区町村役場

必要書類：婚姻届（市区町村役場にあります。また、証人として成人2名の署名・押印が必要になります。）

婚姻要件具備証明書(外国人当事者の本国の権限を有する官憲が本国法上婚姻の成立に必要な要件を具備している旨を証明した書面)

外国人の国籍を証明する本国官憲発給の証明書(国籍証明書、出生証明書、パスポート等)

父母の同意書（当事者が未成年の場合のみ）

■外国の方式で婚姻した場合

届出期間：婚姻成立の日から3ヶ月以内

届出人：日本人当事者

提出先：夫か妻どちらかの住所地又は日本人の本籍地の市区町村役場

必要書類：婚姻届（市区町村役場にあります。この場合、証人は不要です。）

婚姻証書（外国の方式に従って作成された婚姻に関する証書の謄本）

外国人の国籍を証明する本国官憲発給の証明書(国籍証明書、出生証明書、パスポート等)

※婚姻要件具備証明書など、外国語で書かれた書類を提出する際には、そのすべてに日本語の訳文を付けてください。訳文の余白に翻訳日、翻訳者住所、翻訳者氏名、押印をお願いします。翻訳は、どなたがされても構いません。

※必要書類は各国で異なりますので、詳しくは市役所、大使館又は領事館に確認してください。



(3) 结婚

日本人与外国人或者外国人与外国人按日本方式在日本国内结婚时，根据户籍法的规定必须向市区町村政府提出结婚申请。双方具备婚姻条件且结婚申请被受理之后，该婚姻才算有效。另外，日本人和外国人在国外按该国婚姻手续成为法律上认可的夫妇时，在日本人一方的户籍上也必须记载此婚姻事实，所以请提出结婚申请。按日本方式结婚的外国人也应向其本国政府提出申请。详情请向大使馆或领事馆询问。

■按日本方式结婚

申请人：结婚双方当事人

申请地点：丈夫或妻子的住址所在地、日本人籍贯所在地的市区町村政府

所需文件：结婚申请书(在市区町村政府有备。该申请书上需要两名成年人作为证人的签名与盖章)

结婚条件具备证明书(即证明外国国籍当事人具备婚姻条件的文件，由大使馆或领事馆出具。如果是用外语记载时，应附带注有翻译人姓名的日文译文)

可证明国籍的文件(国籍证明书、出生证明书、护照等)

父母同意书(仅限当事人为未成年人)

■按外国方式结婚

申请期限：自婚姻成立之日起3个月以内

申请人：日本国籍当事人

申请地点：丈夫或妻子的住址所在地、日本人籍贯所在地的市区町村政府

所需文件：结婚申请书(在市区町村政府有备。此时不需证人。)

结婚证明书(按外国方式所开具的结婚证书之副本)

可证明外国人国籍的文件(国籍证明书、出生证明书、护照等)

※结婚条件具备证明书等文件如果是用外语记载时，应附带日文译文，并且注明翻译人的姓名。也可以由当事人本人翻译。

※所需文件根据各国情况有所不同，详情请向市政府、各国驻日大使馆或领事馆询问。



(4) 離婚

離婚には当事者である夫婦の合意による「協議離婚」と、裁判所が関与して成立する「裁判離婚」の二通りがあり、日本人と外国人の夫婦又は外国人同士の夫婦が日本国内で離婚をする場合、どちらかの方法により離婚をすることができます。

「協議離婚」は、市区町村の戸籍届出窓口に離婚の届出をし、届出が受理されると離婚が成立しますが、夫婦に未成年の子がいる場合、親権者をどちらにするのかを決める必要があります。

「裁判離婚」は、調停・審判・和解・請求認諾・判決の5種類があり、調停・和解は成立日、判決・審判・請求認諾は確定日に効力が生じ、その後、市区町村の戸籍届出窓口に裁判離婚の届出をする手順になります。

離婚が成立した外国人の方は、本国政府への報告も必要です。手続きの方法は大使館又は領事館へ確認してください。

今回、案内した内容の例外として、国籍がともに韓国である夫婦が協議離婚をする場合は、日本の方式で協議離婚の届出をしたとしても韓国の法律では離婚の成立は認められず、必ず在日韓国大使館に協議離婚の申告をしないと韓国当局が離婚の成立を認めない取扱いになっていますのでご注意ください。詳しくは韓国の大使館又は領事館に確認してください。

■協議離婚

届出人：離婚しようとする当事者双方

提出先：夫か妻どちらかの住所地又は日本人の本籍地の市区町村役場

必要書類：離婚届（市区町村役場にあります。また、証人として成人2名の署名・押印が必要になります。）

外国人配偶者のパスポート及び在留カード等

夫婦関係を証明する書面（外国人夫婦のみ）

外国人夫婦の本国法が協議離婚の制度を設けていることが確認できる証明書

（夫婦の双方が外国人で国籍が同じ場合のみ、ただし中国人夫婦は除く）

■裁判離婚

届出期間：調停・和解の成立日、判決・審判・請求認諾の確定日から10日以内

届出人：調停若しくは審判の申立人、又は訴えの提起者（期間を過ぎてもこれらの者が届出をしない時は、相手方も届出をすることができます。）

提出先：夫か妻どちらかの住所地又は日本人の本籍地の市区町村役場

必要書類：離婚届（市区町村役場にあります。この場合、証人は不要です。）

裁判所で離婚が成立したことを証する書面（調停・和解・請求認諾離婚のときは、調停・和解・請求認諾調書の謄本、審判・判決離婚のときは、審判・判決書の謄本と確定証明書）

外国人配偶者のパスポート及び在留カード等

※必要書類は各国で異なりますので、詳しくは市役所、大使館又は領事館に確認してください。

(4) 离婚

离婚有由当事人夫妇双方同意的“协议离婚”和由法院参与的“判决离婚”两种方式。日本人与外国人或者外国人与外国人夫妇在日本国内可采取其中任何一种方法进行离婚。

进行“协议离婚”时必须向市区町村政府提出离婚申请。此申请被受理后离婚正式成立。如果夫妇之间有未成年的孩子时，还必须决定孩子的监护权归属于哪一方。

“判决离婚”分为调停・审判・和解・请求承诺・判决这5种方式。调停・和解于成立日起离婚生效，判决・审判・请求承诺于确定日起离婚生效。之后，向市区町村政府提出判决离婚的报告结果即可。

离婚生效后外国国籍当事人应向其本国政府提出申请。详情请向大使馆或领事馆询问。韩国国籍的夫妇双方按日本方式提交协议离婚申请的同时，根据韩国法律的规定也必须向驻日韩国大使馆提出协议离婚的申报，否则韩国当局不会承认此离婚有效。详情请向驻日韩国大使馆或领事馆询问。

■协议离婚

申请人：决定离婚的双方当事人

申请地点：丈夫或妻子的住址所在地、日本人籍贯所在地的市区町村政府

所需文件：离婚申请书(在市区町村政府有备。该申请书上需要两名成年人作为证人的签名与盖章)

外国人配偶的护照和在留卡

证明夫妇关系的书面文件(仅限外国人夫妇)

可以确认外国人夫妇的本国法律中有协议离婚制度的证明书(仅限夫妇双方均为同一国籍的外国人，但中国人夫妇除外)

■判决离婚

申请期限：调停・和解的成立日，判决・审判・请求承诺之确定日起10日以内

申请人：调停或审判的申诉人，或者诉讼提起人

申请地点：丈夫或妻子的住址所在地、日本人籍贯所在地的市区町村政府

所需文件：离婚申请书(在市区町村政府有备。此时不需证人。)

法院证明离婚成立所开具的书面文件(以调停・和解・请求承诺进行离婚时，需要提交调停・和解・请求承诺报告书的副本；以审判・判决进行离婚时，需要提交审判・判决书的副本和确定证明书。)

外国人配偶的护照和在留卡等

※所需文件根据各国情况有所不同，详情请向市政府、各国驻日大使馆或领事馆询问。

5 在留手続き

外国籍を持つ人(外国人)が日本に入国するとき、1人ひとりについて在留資格と在留期間が決められ、その資格と期間はパスポートに表示されます。

在留資格以外の活動をするときや、在留期間をこえて滞在するときは、手続きが必要です。もし、これらに反したときは、処罰もしくは強制退去させられることがあります。

(1) 在留資格

日本に入国するとき、入国目的や在留目的に応じて与えられる資格です。全部で29種類あり、外国人はこの資格の範囲内で活動することができます。

(2) 在留期間

それぞれの在留資格ごとに、在留できる期間が定められています。外国人はその在留期間内に限って、日本に滞在することができます。在留期間をこえて、日本に滞在することはできません。

(3) 「みなし再入国許可」制度

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が、出国する際、出国後1年以内に本邦での活動を継続するため再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります(この制度を「みなし再入国」といいます)。出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

(4) 申請の必要なことから

次の場合は入国管理庁への許可申請が必要になります。必要書類などの詳細は入国管理庁にお尋ねください。

■在留期間の更新

在留期間を更新したいときは、在留期間が満了する前に、所轄の入国管理庁に申請して許可を受ける必要があります。申請手続きは有料です。申請したあと、入国管理庁で審査が行われます。後日、更新の許可・不許可の通知が、本人に届きます。在留期間の更新は、法務大臣が更新を適当と認める相当の理由があると判断した場合に許可されます。

■在留資格の変更

現在持っている在留資格を変更したいときは、所轄の入国管理庁に申請して許可を受けることが必要です。申請手続きは有料です。

例：留学生が卒業して企業に就職し、引き続き日本で生活するとき
日本人と結婚したときなど

■在留資格の取得

日本で生まれ、日本国籍を持たない赤ちゃんが日本に在留する場合は、生まれた日から30日以内に所轄の入国管理局に申請して、在留資格取得の手続きをする必要があります。ただし、60日以内に出国する場合は、必要ありません。パスポートを未取得の場合でも申請してください。

例：外国人夫婦に子どもが生まれたときなど

■資格外活動許可

現在有している在留資格に属さない収入を伴う活動をするときは、所轄の入国管理庁に申請して許可を受けることが必要です。

例：留学生がアルバイトするときなど

5 在留資格（居住資格）手続

拥有外国国籍の人士(外国人)在日本入境时，每一个人都有所规定的在留资格以及在留期限，并将该资格与期限表示在其护照上。

如果想从事在留资格以外的活动或超过在留期限而继续在日本逗留的话，需要办理相应手续。如果违反其规章制度，将会被处罚或被强制遣返回国。

(1) 在留资格(居住资格)

即入境时，入国审查官根据入境目的或居住目的所给予的资格。在留资格一共有29种，外国人可在该资格的规定范围内活动。

(2) 在留期间(居住期限)

根据在留资格所规定的在留期间。外国人可在该在留期限内在日本逗留。不能超过在留期限而继续逗留。

(3) “视同再入国许可”制度

持有效护照及在留卡的外国人，在出境后1年内为了继续在日本的活动而再入境时，原则上没有必要在出境时办理再入国许可(这种制度称为“视同再入国许可”)。出境时，请务必出示在留卡。

利用视同再入国许可出境者，在国外不能延长有效期限。出境后1年以内如果不再入境，将会丧失在留资格，请加以注意。

(4) 必须办理申请的各种情况

以下各种情况须向入国管理局办理许可申请，所需文件等详情请向管辖区的入国管理厅询问。

■在留期间的更新

需要更新在留期间时，在在留期间期满之前必须向管辖区的入国管理厅提出申请并获得批准。申请手续需付费。提出申请后，由入国管理局进行审查。日后，将更新许可或不许可的通知寄给本人。

法务大臣认为适于更新的理由十分充足时，将予以批准在留期间的更新。

■在留资格の変更

需变更在留资格时，必须向管辖区的入国管理厅申请并获得批准。申请手续需付费。

事例：留学生毕业后，去企业参加工作，从而需要继续在日本居住时。

与日本人结婚等。

■取得在留資格

如果在日本出生而没有日本国籍的婴儿需要在日本居住时，自出生之日起30日以内，必须向管辖区的入国管理厅提出有关取得在留资格的申请。但是，60日以内就出国的话，不需要提出申请。还没取得护照的人也需要提出申请。

事例：外国人夫妻之间的孩子出生时。

■在留資格以外の活動許可

如果从事不属于现有的在留资格所允许的活动，并伴随有收入时，就需要向管辖区的入国管理厅提出申请并经批准。

事例：留学生打临时计时工等。

■永住許可

永住許可を受けると、外国の国籍のまま日本にずっと住むことができます。永住許可を受けたいときは、所轄の入国管理庁にお問い合わせください。

名 称	住所・電話
福岡入国管理庁熊本出張所	〒862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 第二合同庁舎4F 電 話：096-362-1721 FAX：096-363-5431
福岡入国管理庁	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 電 話：092-717-5420（代表）
外国人在留総合インフォメーションセンター	全国共通電話番号 （平日午前8：30～午後5：15） 0570-013904 メール：info-tokyo@i.moj.go.jp

（5）帰化

帰化とは、外国人が、現在の国籍を離れて、日本の国籍を取ることです。帰化するためには、法務大臣の許可を得る必要がありますので、所轄の地方法務局にお問い合わせください。

名前は、漢字、ひらがな、カタカナで登録する事になります。

（6）国籍選択

外国籍と、日本国籍の2つの国籍をもつ人（重国籍者）は、22歳になるまでに、どちらか一方の国籍を選択する必要があります。

20歳になったあとに重国籍になった場合は、重国籍になったときから2年以内に、どちらか一方の国籍を選択する必要があります。

熊本地方法務局八代支局	住 所：〒866-0863 八代市西松江城町11-11 電 話：0965-32-2654 （日本語の自動音声により案内します）
-------------	---

法務省ホームページ：<http://www.moj.go.jp/>

■永住許可(定居批准)

如获永住許可批准，持有外国国籍的人士就可以永远在日本居住。有关永住許可批准的详情请向辖区的入国管理庁询问。

名 称	地址・电话号码
福岡入国管理庁熊本办事处	〒862-0971 熊本市大江3-1-53 第二合同庁舎4F 电 话：096-362-1721 FAX：096-363-5431
福岡入国管理庁	〒812-0003 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務综合庁舎 电 话：092-717-5420（总机）
外国人居留综合咨询中心	全国通用电话号码 （平日上午8：30 - 下午5：15） 电 话：0570-013904 电子信箱： info-tokyo@i.moj.go.jp

（5）归化

归化指的是外国人放弃现有的国籍而取得日本国籍。归化需经法务大臣的批准。详情请向辖区的地方法务局询问。

申请时必须使用汉字、平假名、片假名登记姓名。

（6）国籍选择

持有外国国籍与日本国籍的人(双重国籍者)，在22岁之前必须选择其中一个国籍。到20岁以后持双重国籍者，必须在2年以内选择其中一个国籍。

熊本地方法務局八代支局	地址：〒866-0863 八代市西松江城町11-11 电话：0965-32-2654 （电话由日语的自动语音系统进行引导）
-------------	---

详情可参照法務省网页：<http://www.moj.go.jp/>

6 住宅を探す

住宅を借りようとする場合、民間と市営の住宅があります。

(1) 民間の住宅

民間の借家やアパートを探すときは、不動産屋を利用すると便利です。希望する家賃、広さ、交通手段などを言うと、希望にあった借家やアパートを紹介してくれます。また、住宅情報誌にも最新の物件が掲載されています。家を借りるときには、家賃のほかに家主に払う敷金、不動産屋へ払う仲介料などが必要です。これらを合計すると、家賃の4～6か月分ぐらいになります。契約する時は、原則として保証人が必要です。

(2) 市営住宅

市内には市営住宅があります。入居の際には、収入制限や八代市に住民登録をしていただくなどの条件がありますので、詳しくは下記までお問合せください。

名 称	電 話
仮設庁舎西棟2階 建築住宅課住宅係	0965-33-4122
坂本支所 建設地域事務所	0965-45-2290
千丁支所 建設地域事務所	0965-46-1104
鏡支所 建設地域事務所	0965-52-7820
東陽支所 建設地域事務所	0965-65-2115
泉支所 建設地域事務所	0965-67-2115



6 寻找住房

当您考虑租赁住房时，可以参考以下民间出租屋和市营住宅两种方法。

(1) 民间出租屋

寻找民间的住宅或公寓时，利用物业管理公司(房地产公司)较方便。当您向物业管理公司提出房租，面积，交通工具等条件时，他们会根据您的要求介绍合适的房子或公寓。此外在住宅杂志里也经常刊登着最新的房屋信息。租房时除了房租以外，还需要支付押金、房地产公司的中介费等费用。这些费用合起来相当于约4～6个月的房租。在签租房合同时，原则上需要保证人。

(2) 市营住宅

市内有市营住宅。作为居住条件，住户除了有收入上的限制之外，还需要进行住民登记手续，详情请向以下部门咨询。

名称	电话
市政府临时总厅西栋2楼 建筑住宅课住宅係	0965-33-4122
坂本分所 建设地域事务所	0965-45-2290
千丁分所 建设地域事务所	0965-46-1104
镜分所 建设地域事务所	0965-52-7820
东阳分所 建设地域事务所	0965-65-2115
泉分所 建设地域事务所	0965-67-2115



7 医療・福祉

(1) 医療機関

身体の具合が悪くなり常備薬が効かないときには、医師の診察を受けることをお勧めします。医療機関である病院には、多くの診療科目を持つ病院と、1ないし2～3の診療科目だけを扱う病院があります。受付時間と診察時間は病院によって異なります。初診の場合、通常、歯科を除き予約の必要はありません。医療機関で受診するには、健康保険証とお金が必要です。

(2) 健康保険

日本には、健康保険の制度があります。これは、だれもが加入することを義務付けられている制度です。健康保険に加入していれば、病気やけがをした時には、実際にかかった治療費用の一部負担ですみます。

職場の健康保険：被保険者と事業主の両者の支払いにより成り立っている保険です。詳しくは勤務先へ尋ねてください。

国民健康保険：職場の健康保険に加入していない人で3カ月を超えて日本に滞在する人は全員、国民健康保険に加入しなければいけません。加入後、必ず納入期限までに保険料を納めてください。

後期高齢者医療保険：75歳以上の方が対象者となります。加入後、必ず納入期限までに保険料を納めてください。※65歳以上で一定の障害がある方も加入できる場合があります。

仮設庁舎西棟1階 国保ねんきん課 (23～25番窓口)	電話：0965-33-4113 (国民健康保険) 0965-33-4490 (後期高齢者医療)
-----------------------------------	--



7 医疗、福利

(1) 医院

身体不适，服用常备药无效时，应去医院接受医生的诊治。医院一般分为拥有门类齐全的综合医院，和只有一两个医疗专科的专业医院。门诊时间以及工作时间根据各医院情况有所不同。除了牙科门诊以外通常初诊不需要预约。接受医疗诊治时，请不要忘记携带健康保险证和现金。

(2) 健康保险

在日本有规定全国民都要加入公共医疗保险的制度。加入公共医疗保险患病或受伤需要在医疗机构就诊时，一般只需要支付医疗费的一部分即可。

工作单位的健康保险：这是由被保险人和雇主双方共同交纳的一种保险。详细情况请向工作单位询问。

国民健康保险：没有加入工作单位健康保险的人员，只要在日本居住3个月以上都要加入国民健康保险。加入保险后，必须在缴纳期限内支付国民健康保险费。

后期高齢者医疗保险：75岁以上的人士为该医疗保险的对象。加入保险后，必须在缴纳期限内支付保险费。※65岁以上有一定身体残疾者也可以加入该保险。

市政府临时总厅西栋1楼 国保年金课 (23～25号窗口)	电话：0965-33-4113 (国民健康保险) 0965-33-4490 (后期高齢者医疗)
------------------------------------	--



(3) 介護保険

高齢者のみなさんが、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅で、自立した生活ができるよう、必要な福祉サービス、医療サービスを総合的に受けられるようにする制度です。

本市に住所を有する40歳以上の外国人のみなさんが、介護サービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があります。介護保険は、原則として40歳以上のすべての方が保険料を納めていただくことになります。また、介護サービスを利用したときは、サービス費用の1割又は3割を払うことになります。

※外国人の被保険者資格の取得要件（原則）

住民基本台帳法の適用対象者（3ヶ月を超えて滞在し、住所を有する者）。また、滞在期間が3ヶ月以下であっても、資料等により3ヶ月を超えて滞在を認められた者。

仮設庁舎西棟1階 長寿支援課	電話：0965-32-1175
-------------------	-----------------

(4) 年金

年金制度とは、納付された保険料によって、老後や万一の障害・死亡の場合に、本人や家族の生活の安定を図る制度です。年金には、厚生年金、共済年金及び国民年金があります。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満で、厚生年金・共済年金に加入していない人は、国民年金に加入しなければなりません。そして、老齢年金を受給するためには、保険料を収めた期間や保険料の免除を受けた期間の合計が10年以上必要となります。ただし、保険料を納めることが困難なときは、保険料の納付が免除される場合があります。

仮設庁舎西棟1階 国保ねんきん課（26番窓口）	電話：0965-33-4105
----------------------------	-----------------

(5) ドメスティックバイオレンス（DV）

配偶者やパートナーからの暴力をドメスティックバイオレンス(DV)と言います。配偶者とは男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含まれます。また、暴力とは、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。

配偶者からの暴力でお悩みの方は、一人で悩まずご相談ください。それぞれの事情に応じた支援を行います。また緊急の場合や被害が深刻な場合は、最寄りの警察署にご相談ください。

名称	電話
仮設庁舎東棟1階 子ども未来課	0965-33-8721
仮設庁舎東棟1階 市民相談室	0965-33-4452
八代警察署	0965-33-0110

(3) 护理保险

护理保险制度是指：当高龄者需要护理时，尽可能在自己习惯的家里过自立的生活，并能综合地接受必要的福利服务及医疗服务的制度。

住在八代市40岁以上的外国人利用护理服务前，首先需要提出申请获得有必要接受护理的认定书（需要护理认定）。原则上40岁以上的市民都必须缴纳保险金。当利用护理服务时，需负担全部护理费用的10%或30%。

※外国人取得被保险资格的必要条件

为住民基本台帳法适用对象（逗留期间超过3个月以上，且拥有居住地址）。此外，虽然逗留期间未满3个月，但根据资料被许可在日逗留3个月以上的外国人。

市政府临时总厅西栋1楼 长寿支援課	电话：0965-33-1175
----------------------	-----------------

(4) 养老金

养老金制度是指：为了在晚年或遇到万一身体伤病・死亡等情况时能够获得经济保障而每月预先支付一定的保险金，确保加入者本人及其家属生活安定的制度。养老金有国民养老金、厚生养老金及共济养老金三种。

凡居住在日本，年龄在20岁以上60岁以下未加入厚生养老金或共济养老金的人均必须加入国民养老金。要领取老年基本养老金，必须有10年以上缴纳保险费的经历或享受免除缴纳保险费的待遇。另外，当无法支付保险费时，可视具体情况免除缴纳保险费。

市政府临时总厅西栋1楼 国保年金課（26号窗口）	电话：0965-33-4105
-----------------------------	-----------------

(5) 家庭暴力(DV)

来自配偶或恋爱对象的暴力被称为家庭暴力(DV)。这里所谓的配偶是指包括未办理结婚登记和原配偶(离婚前遭受暴力，离婚后仍继续遭受暴力的情况)。这里所谓的暴力不仅限于身体上的暴力，还包括精神上，经济上和性方面等各种形式的暴力。

当您遭受配偶的暴力时，不要忍气吞声，请向以下机构咨询，您一定会得到必要的支援和保护。如果事态紧急或危害严重时，请尽快向最近的警察署报案。

名称	电话号码
市政府临时总厅东栋1楼 儿童未来課	0965-33-8721
市政府临时总厅东栋1楼 市民咨询室	0965-33-4452
八代警察署	0965-33-0110

8 労働

(1) 仕事

日本では、労働者を、国籍、信条などによって、賃金、労働時間などの面において、差別することは禁じられています。日本で働いている外国人労働者は、会社あるいは職場において、日本人の労働者と同様の法律上の権利を与えられています。

労働に関する法律や働く上で知っておく必要のある制度について、自ら知り、理解することが大切です。

(2) 日本で就労するには

就労が可能な在留資格を持っており、仕事の内容が、その在留資格で認められた活動であることが必要です。

(3) 日本で仕事を探すには

国の機関である公共職業安定所を利用するか(利用は無料)、厚生労働大臣の許可を受けて職業紹介事業をしている民間の事業所や団体を利用することができます(利用は有料または無料)。

■公共職業安定所(ハローワーク)

職業相談や職業紹介を、無料でおこなう国の機関です。公共職業安定所はコンピュータシステムで結ばれ、全国の求人データをどこからでも検索し、その場で情報提供や職業紹介ができるようになっています。

八代公共職業安定所	住所：〒866-0853 八代市清水町2-94 電話：0965-31-8609
-----------	--

(4)トラブル

あなたが働いていく上で、さまざまなトラブルに遭うことがあります。たとえば、賃金の未払いや仕事の内容が違った、あるいはセクハラやいじめを受けた、などのトラブルに遭ったときは、ただちに厚生労働省の労働基準監督署に、日本語のわかる人を介して相談しましょう。

八代労働基準監督署	住所：〒866-0852 八代市大手町2丁目3-11 電話：0965-32-3151
-----------	---

(5) パートタイマー

パートタイマーとは一般的に、勤務時間が通常の労働者よりも短い労働者のことをいいます。パートタイマーにも、労働関係の法律が、通常の労働者と同じように適用されます。労働保険、社会保険についても、仕事の上で負傷したり病気になったときは、労災保険の給付が受けられます。雇用保険や健康保険なども、一定の要件を満たせば、被保険者になることができます。

8 工作

(1) 工作常識

在日本，禁止将劳动者在工资与劳动时间等方面按国籍或信条加以区别。在日本工作的外国人工人，在公司或工作单位拥有与日本人工人同样的法律权利。重要的是要亲自了解并理解有关劳动法律以及有关工作的制度。

(2) 在日本就业

必须持有可以就业的在留资格，并且工作内容必须是符合在留资格规定范围内的活动。

(3) 在日本择业

可免费利用国家机关公共职业安定所(职业介绍所)寻找。另外，还可以利用经厚生劳动大臣批准而开设的民间职业介绍所或团体(收费或免费)寻找。

■公共职业安定所(公共职业介绍所)

免费进行职业咨询或职业介绍的国家机关。用电脑系统连接着各地的公共职业介绍所，从而在各地公共职业介绍所都可以检索到全国的招聘信息并当场可提供有关信息或职业介绍服务。

八代公共职业安定所	地址：〒866-0853 八代市清水町2-94 电话：0965-31-8609
-----------	--

(4) 纠纷

在您工作过程中可能遭遇各种各样的纠纷。比如，在遇到不支付工资、不同的工作内容、或者受到性骚扰或受欺凌等纠纷时，请立即通过懂日语者向就近的厚生劳动省劳动基准监督署有关部门反映。

八代劳动基准监督署	地址：〒866-0852 八代市大手町2丁目3-11 电话：0965-32-3151
-----------	---

(5) 临时工

临时工一般是指与普通工人相比，劳动时间相对较短的工人。有关劳动相关法律也适用于临时工。在工作上受伤或患病等时，劳动保险与社会保险也会支付劳灾保险金。满足一定条件时也可成为雇用保险与健康保险的被保险者。

9 教育

(1) 保育園等への入園

保護者が就労している場合など、家庭内で子どもを保育ができないときは、保育園等に入園することができます。子どもの対象年齢は、小学校に入る前の0歳から5歳までです。保護者等の前年の課税状況に応じた保育料などの費用が必要です。(3歳から5歳までの子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもは保育料が無料です。)

仮設庁舎東棟1階 こども未来課(8番窓口)	電話: 0965-33-8721
--------------------------	------------------

(2) 幼稚園

小学校に入る前の3歳から5歳までの子どもを対象に、幼児期にふさわしい生活を通して、たくましく心豊かに育つよう教育を行います。公立幼稚園の場合、どの幼稚園も保育料は無料で、その他給食費等で月約5千円程度かかります。私立幼稚園の場合、それぞれの幼稚園で費用が違います。

千丁支所2階 教育委員会学校教育課	電話: 0965-30-1673
-------------------	------------------

(3) 小・中学校

日本では小学校(6歳から11歳までの6年間)及び中学校(12歳から14歳までの3年間)は、義務教育です。教育委員会が指定する、本人が居住している校区にある小学校・中学校に、原則として通うことになります。

千丁支所2階 教育委員会学校教育課	電話: 0965-30-1673
-------------------	------------------

(4) 高等学校

高等学校は、中学校を卒業した生徒のための学校です。入学するためには、試験を受ける必要があります。推薦入学制度がある高等学校もあります。日本の中学校を卒業していなくても、同じ程度の学力があると認められれば、入学試験を受けることができます。

高等学校の種類はたくさんあります。授業の内容で、普通科と専門学科(工業科、商業科、農業科、外国語科など)と、総合学科に分かれます。授業を受ける時間によって、全日制(昼間)、定時制、通信制に分かれます。また、外国人のために特別枠を設けている高等学校もあります。

9 教育

(1) 托儿所

如果双亲因工作原因白天无法在家里照看孩子,可以将孩子送到托儿所。托儿所孩子的年龄为出生后至入学前5岁之间。根据家庭的前一年的纳税情况,决定其缴纳入托费用(3岁至5岁的小孩子,和不用缴纳住民税家庭的0岁至2岁的小孩子免除托儿所费用)。希望孩子进入托儿所或正在寻找托儿所的家长,请与儿童未来课联系。

市政府临时总厅东栋1楼 儿童未来课(8号窗口)	电话: 0965-33-8721
----------------------------	------------------

(2) 幼儿园

按照国家文部科学部颁布的幼儿园教育纲领,幼儿园对入学前3岁至5岁的孩子们进行幼儿教育。所有的公立幼儿园免除入园费费用,伙食费每月大约为5千日元左右,私立幼儿园的入园费根据各个幼儿园的情况而有所不同。

千丁分所2楼 教育委员会学校教育课	电话: 0965-30-1673
-------------------	------------------

(3) 中小学教育

日本的小学教育(6岁至11岁的6年时间)以及中学教育(12岁至14岁的3年时间)均为义务教育。孩子们原则上应该去由教育委员会指定的居住校区的中小学上学。

千丁分所2楼 教育委员会学校教育课	电话: 0965-30-1673
-------------------	------------------

(4) 高中

高中是初中毕业后升学的学校。升高中必须参加考试。也有推荐(保送)制度入学的高中。即使没有从日本的初中毕业,但如被认定为具有同等程度学力,也可以参加入学考试。

高中有很多种类。根据授课内容分为普通高中、专业(工业科、商业科、农业科、外国语科等)和综合高中。根据授课时间的不同分为全日制(白天)、定时制(业余学校)和通信制(函授学校)。此外,有的高中还为外国人制定了特别教育科目。

(5) 大学・短大

高等学校を卒業した生徒のための学校として、大学と短大があります。大学や短大に入学するためには、入学試験を受ける必要があります。

日本の中学校や高等学校を卒業していなくても、同じ程度の学力があると認められれば、入学試験を受けることができます。また、外国人のための特別枠を設けている大学や短大もあります。

(6) 図書館

八代市在住の在留カードをおもちの方は、図書館の利用カードをつくることができます。図書館では、こども向けのおはなし会やイベントを行っており、英語などの外国語で書かれた絵本や一般書も借りることができます。

八代市立図書館本館	電話：0965-32-3385
八代市立図書館せんちょう分館	電話：0965-46-1901
八代市立図書館かがみ分館	電話：0965-52-5567



(7) 日本語を学ぶ

日本語を理解することで、職場・地域社会でのコミュニケーションがよりスムーズになります。自分の能力や目的に合った学校や日本語講座などを見つけることが大切です。県内の日本語学校や市内のボランティア団体等による日本語講座に関する詳しい情報は、国際課(4ページ参照)にお問い合わせください。

(5) 大学・短大

高中毕业后，可升学至大学或短期大学。升学必须参加考试。即使是没有从日本的高中毕业，但如被认定为具有同等程度学力，也可以参加入学考试。此外，有的大学和短大还专为外国人制定了特别教育科目。

(6) 图书馆

在八代市居住且办理了住民登记的外国人也能制作图书馆的使用卡。在图书馆里，经常开展一些适合于孩子们的阅读交流活动，此外还可借阅英语等外语书籍、儿童连环画、一般书籍等。

八代市立图书馆本馆	电话：0965-32-3385
八代市立图书馆千丁分馆	电话：0965-46-1901
八代市立图书馆镜分馆	电话：0965-52-5567



(7) 日语学习

掌握好日语有利于在工作单位和社会环境中的沟通得以顺利进行。找到适合于自己能力或目的的日语学校、日语讲座等是十分重要的。有关熊本县内的日语学校、市内由义工团体所运营的日语讲座等方面的信息，请向国际课(第4页)询问。

10 税金

税金は、どこに納めるかによって、国税と地方税に分けることができ、現在、日本には国税と地方税を合わせて約50種類の税金があります。

(1) 所得税

所得税とは、その年の1月から12月までの個人の所得に対して、国が課する税金です。会社などに勤めている人の所得税は、通常、毎月の給料から自動的に引かれます。自営業者などで所得税がかかるような人は、原則として、2月16日から3月15日までに所得税の確定申告書を住所地の税務署に提出する必要があります。

会社などに勤めている人には、その年の1月から12月までの給与支払い額や所得税などが記載された源泉徴収票が、翌年の1月までに、事業主から交付されますので、大切に保管してください。

八代税務署	住所：〒866-8605 八代市花園町16-2 電話：0965-32-3141 (日本語の自動音声により案内します)
-------	--

(2) 住民税

住民税とは、前年の所得に対して、都道府県市区町村が課する税金です。これは、1月1日現在に、その市区町村に住所を有する人に課税されます。給与所得者の場合、所得税と同様に毎月の給料から自動的に引かれます。住民税が給料から自動的に引かれない人は、八代市から納付書が郵送されますので、指定された納期限までに、銀行などの金融機関で納付することになります。

仮設庁舎西棟1階 市民税課(22番窓口)	電話：0965-33-4107
-------------------------	-----------------

(3) 固定資産税

固定資産税は、1月1日現在、八代市内に土地・家屋及び償却資産(事業用の機械や設備など)を所有している個人又は法人に課税されます。また、償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在における資産の状況などを1月31日までに市役所(資産税課)に申告していただく必要があります。納付書は八代市から郵送されますので、指定された納期限までに、銀行などの金融機関で納付することになります。

仮設庁舎西棟1階 資産税課(15番窓口)	電話：0965-33-4108
-------------------------	-----------------

10 納税

在日本，税金分为国税和地方税两大部分，目前包括国税和地方税在内大约有50多种税。税金分为直接向政府缴纳的所得税及居民税等直接税、和购物时所支付的消费税等间接税。

(1) 所得税

所谓所得税即日本国家对个人自当年1月份至12月份的收入所征收的税金。工薪阶层的所得税一般是从每个月的工资中自动扣除。个体经营者等人士的所得税原则上于第二年2月16日至3月15日征收，必须到附近的税务署提出“确定申告书”。

在源泉征收票(征税发票)上面记载着当年1月份至12月份的工资总额以及缴纳过的所得税数额等等。该票在第二年1月底以前，由雇主交给本人。源泉征收票是已缴纳税款的证据，请一定要保管好。

八代税務署	地址：〒866-0843 八代市花園町16-2 电话：0965-32-3141 (电话由日语的自动语音系统进行引导)
-------	--

(2) 住民税

针对上一年的收入，各都道府县市区町村所征收的税金。每年1月1日，凡有地址的人都会被当地的公共团体(都道府县市区町村)征税。工薪阶层的住民税与所得税一样从每个月的工资中自动扣除。针对没被自动扣除的人，将会收到市区町村政府发行的纳入(缴纳)通知书后，应在指定期限内到银行等金融机关办理汇款手续。

市政府临时总厅西栋1楼 市民税课(22号窗口)	电话：0965-33-4107
----------------------------	-----------------

(3) 固定資産税

每年1月1日，在八代市内拥有土地、房屋、折旧资产(供事业所用的机械或设备等)的个人或法人必须缴纳固定資産税金。拥有折旧资产者就每年1月1日的资产情况必须于1月31日之前向市政府资产税课申报。纳入(缴纳)通知书将由八代市邮寄送达，应在指定期限内到银行等金融机关办理汇款手续。

市政府临时总厅西栋1楼 资产税课(15号窗口)	电话：0965-33-4108
----------------------------	-----------------

(4) 自動車税

自動車税は、毎年、4月1日時点(賦課期日)の所有者に対して課税されます。賦課期日後に自動車を購入又は廃車した場合には、月割の税額で課税されます。納付書は熊本県から郵送されますので、指定された納期限までに、銀行などの金融機関で納付することになります。

熊本県南広域本部 (八代地域振興局) 収税課	住所：〒866-0811 八代市西片町1660 電話：0965-33-2184
---------------------------	--



(5) 軽自動車税

軽自動車税は、毎年、4月1日時点(賦課期日)で、原動機付自転車(バイク)や軽自動車(四輪)などの所有者に対して課税されます。軽自動車税は、賦課期日後に軽自動車を購入又は廃車しても、自動車税と異なり、月割課税や月割還付の制度はありません。

納付書は八代市から郵送されますので、指定された納期限までに、銀行などの金融機関で納付することになります。

仮設庁舎西棟1階 市民税課(21番窓口)	電話：0965-33-4107
-------------------------	-----------------

(6) 消費税

消費税は、国内で行われるほとんどすべての取引(商品やサービスなど)を対象として、取引の段階ごとに10%の税率で課税される税金です。

八代税務署	住所：〒866-8605 八代市花園町16-2 電話：0965-32-3141 (日本語の自動音声により案内します)
-------	--

(4) 自動車税(汽车税)

这是每年4月1日(征税基准日),针对拥有汽车的人征收的税金。在征税基准日之后购买汽车或废车的情况下,按月支付汽车税金。收到熊本县政府发出的纳入(缴纳)通知书后,应在指定日期内到银行等金融机关办理汇款手续。

熊本县南广域本部 (八代地域振兴局) 收税课	地址：〒866-0811 八代市西片町1660 电话：0965-33-2184
---------------------------	--



(5) 轻自動車税(小型汽车税)

这是每年4月1日(征税基准日),针对拥有带发动机的自行车(摩托车)、小型汽车(四轮)的人员征收的税金。在征税基准日之后购买小型汽车或废车的情况下,有异于汽车税不能按月支付小型汽车的税金或者按月退还小型汽车的税金。收到了八代市政府发出的纳入(缴纳)通知书后,应在指定日期内到银行等金融机关办理汇款手续。

市政府临时总厅西栋1楼 市民税课(21号窗口)	电话：0965-33-4107
----------------------------	-----------------

(6) 消費税

日本国内所进行的几乎所有交易(商品以及服务等)为征收对象,对每个环节的交易都征收10%的消费税。

八代税務署	地址：〒869-0843 八代市花園町16-2 电话：0965-32-3141 (电话由日语的自动语音系统进行引导)
-------	--

1 1 出産・育児

(1) 妊娠したとき

妊娠に気づいたら、まず医療機関を受診し、出産予定日がわかった時点で妊娠の届出を行ってください。届出時に、妊娠・出産及び育児に関する一貫した健康記録ができる母子健康手帳（外国語版）や妊婦健康診査受診票が交付されます。また、妊婦自身が安心して出産できるよう保健師等からアドバイスを受けることができます。

健康推進課（保健センター）	住所：〒866-0072 八代市高下西町1726-5 電話：0965-32-7200
---------------	---



(2) 出産したとき

出産後、2週間以内に出生届出を市民課または各支所で行ってください。産後、自分自身の健康や子育てに困ったときなどはいつでも保健センターの保健師にご相談ください。

仮設庁舎東棟1階 市民課	電話：0965-33-4110
健康推進課（保健センター）	住所：〒866-0072 八代市高下西町1726-5 電話：0965-32-7200

(3) 乳幼児保健サービス・予防接種

■各種乳幼児健康診査

子どもさんの成長の節目に健康診査（身体測定・診察・保健相談・栄養相談・歯科相談等）を行っています。満4ヵ月頃、満7ヶ月頃、満1歳7ヵ月頃、満3歳4ヵ月頃に個人通知でお知らせします。その他、2歳児歯科健診も行っています。

■各種育児相談

赤ちゃん広場や離乳食教室などの育児教室や母子個別相談を開催しています。子どもさんの成長の過程で心配なことや育児のことで困ったことが生じたら、ひとりで悩まずにいつでも、お気軽にご相談ください。

1 1 出生、育児

(1) 怀孕之后

知道自己怀孕之后，本人应向当地的市区町村政府提出怀孕报告。提出该报告时，可领取记录有关怀孕、出生、抚养孩子情况的“母子健康手册”（外语版）和“妊妇健康检查受诊票”。此外，由保健护士等向孕妇传授有关生活方面的适当知识和建议。

健康推进课（保健中心）	地址：〒866-0072 八代市高下西町1726-5 电话：0965-32-7200
-------------	---



(2) 孩子出生

孩子出生后，必须在两周以内向总厅市民课或各分所进行出生申报。当母亲本人对自己的健康或者抚养孩子等方面有什么不明之处时，请随时向保健中心或各分所的保健护士等询问。

市政府临时总厅东栋1楼 市民课	电话：0965-33-4110
健康推进课（保健中心）	地址：〒866-0072 八代市高下西町1726-5 电话：0965-32-7200

(3) 幼婴儿保健服务・预防接种

■幼婴儿的各种健康检查

随着孩子的成长实施阶段性的健康检查（包括身体测定，体检，保健咨询，营养咨询，牙科咨询等）。以满4个月、7个月、1岁7个月、3岁4个月的孩子为对象，将健康检查通知书发给各户婴儿。另外，对2岁小孩实施牙科健康检查。

■各种育儿咨询

目前开设有婴儿广场，断奶期婴儿饮食教室，母子个别咨询等各种有关抚养孩子方面的活动。在孩子的成长过程中，如果遇到有关健康或育儿方面的问题时，不要独自烦恼，请随时向我们咨询。

■各種予防接種

法律で定められた乳幼児期に受ける予防接種が数種類あり、様々な感染症に対する予防が目的です。お知らせは市報折り込みの健康カレンダーで行います。受け忘れのないように気をつけてください。

健康推進課（保健センター）	住 所：〒866-0072 八代市高下西町1726-5 電 話：0965-32-7200
---------------	---

■各种预防接种

法律上规定了在婴幼儿时期必须实施的多种预防接种。其目的在于预防各种各样的感染性疾病。有关预防接种的详细情况刊登在市报健康日历之中。请不要错过。

健康推进课（保健中心）	地址：〒866-0072 八代市高下西町1726-5 电话：0965-32-7200
-------------	---

(4) その他

■児童手当

中学校修了前の児童の父又は母等に対して、児童の人数に応じた額が支給されます。但し、所得制限があります。

仮設庁舎東棟1階 こども未来課（8番窓口）	電 話：0965-33-8721
--------------------------	------------------

(4) 其他

■儿童津贴

对于拥有年龄在中学毕业之前儿童的父亲或母亲，根据被抚养儿童人数的多少可以领取相应的儿童津贴。但领取资格受限于家庭收入的高低。

市政府临时总厅东栋1楼 儿童未来课（8号窗口）	电话：0965-33-8721
----------------------------	-----------------

■児童扶養手当

父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童(児童が中程度以上の障がい等を有する場合は、20歳未満まで)を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

手当を受けている人及び扶養義務者等の前年の所得が所得制限限度額以上ある場合は、手当の全部又は一部が支給停止されます。

仮設庁舎東棟1階 こども未来課	電 話：0965-33-8721
--------------------	------------------

■儿童抚养津贴

以由于父母亲离婚等原因，独自抚养未满18岁、没有父亲或者母亲的单亲家庭为对象，支付儿童抚养津贴。其目的在于谋求这些家庭的生活安定、自立以及增进儿童的福利（若抚养儿童患有中度程度以上障碍时，支付年龄延长至未满20周岁）。

但领取资格受限于领取人、抚养义务人以及配偶前年收入金额的高低。超过收入金额最高限度时，抚养津贴的一部分或全部将停止支付。

市政府临时总厅东栋1楼 儿童未来课	电话：0965-33-8721
----------------------	-----------------

■こども医療費助成制度

八代市に住居登録されている0歳から高校3年生相当（18歳到達以後最初の3月31日まで）までの子どもが病気・けがなどで医療機関等に受診した場合、子どもの通院・入院等にかかる医療費を全額助成します。

仮設庁舎東棟1階 こども未来課（8番窓口）	電 話：0965-33-8721
--------------------------	------------------

■儿童医疗费补助制度

在八代市已经办理住民登记，0岁至高中3年级的孩子（满18岁之后最初的3月31日之前）因生病或受伤去医疗机关接受治疗或住院时，在医疗机关的窗口免交医疗费用或所支付的医疗费用经申请由八代市退还的制度。

市政府临时总厅东栋1楼 儿童未来课（8号窗口）	电话：0965-33-8721
----------------------------	-----------------

■子育て支援センター

子育て中の親子が、気軽につどい自由に遊べる場です。子育てに関する相談を受け、アドバイスや支援を行います。市内に6ヶ所の子育て支援センターがあります。子育てに関する悩み相談や育児講座などを行っています。詳しくは各支援センターにお尋ねください。

センター名	実施場所	電話番号
八代市子育て支援センター	〒866-0063 八代市豊原上町2920-2-4 高田東部保育園内	0965-31-7468
八代市南部子育て支援センター	〒869-5163 八代市三江湖町1427-1-3 ひので保育園内	0965-33-2393
八代市北部子育て支援センター	〒866-0012 八代市高小原町1507-1 八代しらぬい保育園内	0965-34-1056
八代市ひまわり子育て支援センター	〒866-0825 八代市井上町330 八代ひまわり保育園内	0965-34-7008
八代市千丁子育て支援センター	〒869-4703 八代市千丁町新牟田1357-3 千丁みどり保育園内	0965-46-0088
八代市鏡子育て支援センター	〒869-4222 八代市鏡町両出65-2 文政保育園内	0965-52-1219

■こどもプラザ、つどいの広場

子育て中の親子が気軽につどい、安心して楽しく遊べる場所です。子育ての悩み相談や子育て情報の提供、子育てに関する様々な講座を実施しています。お気軽にお越しください。

こどもプラザすくすく	〒866-0861 八代市本町3丁目1-29 マックスバリュ八代店2階 ☎0965-32-0404 開所日：火・水・金 10:00~15:00 土曜日 10:00~12:30
こどもプラザわくわく	〒866-0013 八代市沖町3987-3 イオン八代店2階 ☎0965-30-7140 開所日：月~金曜日 10:00~15:00
つどいの広場ぽけっと	〒869-4401 八代市泉町柿迫3188-2 振興センターいずみ2階 ☎0965-67-3511 開所日：月・水・金曜日 9:00~16:00

■育子支援中心

作为支援抚养孩子事业的据点，在本市有以下6个育子支援中心。它们主要提供有关抚养孩子方面的咨询、育儿讲座、临时性托儿照看等服务。详情请向各支援中心询问。

名称	地址・电话号码
八代市育子支援中心	〒866-0063 八代市豊原上町2920-2-4（高田東部托儿所内） 电话：0965-31-7468
八代市南部育子支援中心	〒869-5163 八代市三江湖町1427（ひので托儿所内） 电话：0965-33-2393
八代市北部育子支援中心	〒866-0012 八代市高小原町1507-1（しらぬい托儿所内） 电话：0965-34-1056
八代市ひまわり育子支援中心	〒866-0825 八代市井上町330（八代ひまわり托儿所内） 电话：0965-34-7008
八代市千丁育子支援中心	〒869-4703 八代市千丁町新牟田1357-3（千丁みどり托儿所内） 电话：0965-46-0088
八代市鏡育子支援中心	〒869-4222 八代市鏡町両出65-2（文政托儿所内） 电话：0965-52-1219

■婴幼儿开心集会广场

婴幼儿和其父母亲一起玩撒和进行集会等活动而提供的一个平台场所。在该广场里还设置了一些父母亲和孩子们可以一起进行娱乐活动的游戏道具等，欢迎各位家长携带孩子们光临。此外，还提供在孩子的成长过程中可能遇到的各种问题的解决方法以及有关育子烦恼的咨询和相关信息等。

幼婴幼儿开心集会广场 SUKUSUKU	地址：〒866-0861 八代市本町3丁目1-29 Max value 八代店2楼 电话：0965-32-0404 开放时间：星期二・三・五 10:00~15:00 星期六 10:00~12:30
幼婴幼儿开心集会广场 WAKUWAKU	地址：〒866-0013 八代市沖町3987-3 永旺购物中心八代店2楼 电话：0965-30-7140 开放时间：星期一~五 10:00~15:00
幼婴幼儿开心集会广场 POKETTO	地址：〒869-4401 八代市泉町柿迫3188-2 振兴中心 IZUMI 2楼 电话：0965-67-3511 开放时间：星期一・三・五 9:00~16:00

1 2 交通

(1) 鉄道の利用のしかた

八代市内には、JR九州の3路線と肥薩おれんじ鉄道が運行しています。
なお、八代駅、新八代駅でJR時刻表が無料でもらえます。

会社名	路線名	路線
JR九州	九州新幹線	福岡県(博多)～鹿児島県(鹿児島中央)
	鹿児島本線	福岡県(門司港)～熊本県(八代)
	肥薩線	熊本県(八代)～鹿児島県(隼人)
肥薩おれんじ鉄道		熊本県(八代)～鹿児島県(薩摩川内)

- ・駅の自動発券機か窓口で、目的地までの切符をあらかじめ購入します。ただし、無人駅の場合もあり、列車内で購入する場合があります。
- ・改札口で切符にスタンプを押してもらい、指定のプラットホームで列車に乗車します。
- ・目的の駅で下車したら、改札口で切符を駅員に渡します。

名称	住所	電話
JR九州 八代駅	〒866-0831 八代市萩原町1-1-1	0965-32-4472
JR九州 新八代駅	〒866-0824 八代市上日置町4774-2	0965-31-8005
肥薩おれんじ鉄道 八代駅	〒866-0831 八代市萩原町1-1-1	0965-32-5678

(2) バスの利用のしかた

乗車前に行き先を確認します。バスに乗車するには、進行方向に向かって左側のバス停で待ちます。バスが来たら、バス正面に表示されている行き先を確認して後部の入り口から乗車し(ドアが前後にあるバスの場合)整理券を取ってから座席につきます。バスの中では停留所名のアナウンスに注意し、自分の目的地である停留所名がアナウンスされたら、ブザーを押して下車することを運転手に知らせます。下車の際に、運賃と整理券を運賃箱に入れます。

なお、ICカードの利用も可能です。

産交バス株式会社八代営業所	住 所：〒866-0016 八代市新地町9-3 電 話：0965-32-5145
---------------	---



1 2 交通

(1) 乘坐列车的方法

在八代市内有由JR九州公司经营的3条列车线路和由肥萨橙子铁路公司经营的1条线路。此外，在八代车站及新八代车站可以领取免费的列车时刻表。

铁路公司	路线名称	路线
JR九州	九州新干线	福冈县(博多)～鹿児島县(鹿児島中央)
	鹿児島本线	福冈县(門司港)～熊本县(八代)
	肥薩线	熊本县(八代)～鹿児島县(隼人)
肥萨橙子铁路		熊本县(八代)～鹿児島县(薩摩川内)

- ・乘坐列车时，需要提前买票。请在自动售票机或售票窗口购买到达目的地的车票。但在无工作人员的车站上车时，有时进入列车后才能购票。
- ・通常进站时，将车票提示给车站工作人员让他在车票上盖章，然后在指定的站台上车。
- ・到达目的站下车后，请把车票交给出站处的工作人员。

名称	地址	电话
JR九州 八代车站	〒866-0831 八代市萩原町1-1-1	0965-32-4472
JR九州 新八代车站	〒866-0824 八代市上日置町4774-2	0965-31-8005
肥萨橙子铁路 八代车站	〒866-0831 八代市萩原町1-1-1	0965-32-5678

(2) 乘坐公共汽车的方法

上车之前，先确认要去的目的地。乘坐公共汽车时，要在面向行驶方向左侧的候车亭等候。汽车来后，要先确认一下汽车正面标明的行驶路线，然后从后门上车(如果有前后门时)取一张整理卷。乘车时请注意报站广播，听到广播报了自己要下车的站名后，按一下车窗旁边的电铃，通知司机停车。下车时将车费和整理卷一起放入收费箱里。

产交巴士株式会社八代营业所	地址：〒866-0016 八代市新地町9-3 电话：0965-32-5145
---------------	---



(3) タクシーの利用のしかた

八代市では、街を走っているタクシーを呼び止めて乗車することはなかなか困難ですので、駅や街中などにあるタクシー乗り場で待つか、タクシー会社に電話して呼びましょう。タクシーは停車すると自動的に後部の左側ドアが開きますので、そこから乗り降ります。料金は運転手の横にあるメーターに表示されますので、目的地に到着したら料金を支払います。

	タクシー会社名	電話	住所
1	有限会社中央タクシー	0120-332-167	八代市本町 2-2-4
2	有限会社大和タクシー	0120-326-414	八代市大村町 859-7
3	株式会社八代タクシー	0965-32-7151	八代市大手町 2-5-13
4	有限会社親和タクシー	0120-301-140	八代市千反町 2-17-5-1F
5	有限会社観光タクシー	0120-338-240	八代市建馬町 2-12
6	有限会社昭和タクシー	0120-354-181	八代市塩屋町 2-26
7	有限会社神園交通	0120-222-123	八代市通町 10-57
8	有限会社有佐観光タクシー	0120-330-215	八代市鏡町下有佐 74-2
9	有限会社西田交通	0120-321-407	八代市葭牟田町 456-2
10	有限会社千丁タクシー	0120-464-899	八代市千丁町吉王丸 1580-1



(3) 乘坐的士的方法

在八代市招停正在行驶的出租车比较困难，因此最好到车站或马路旁边的出租车站等候，或者给的士公司打电话叫车。的士停下后，后部左侧的门会自动打开，请从这个门上下车。车费会在司机旁边的计程器中显示出来，到达目的地后支付车费。

	的士公司	电话	地址
1	有限公司中央的士	0120-332-167	八代市本町 2-2-4
2	有限公司大和的士	0120-326-414	八代市大村町 859-7
3	株式会社八代的士	0965-32-7151	八代市大手町 2-5-13
4	有限会社親和的士	0120-301-140	八代市千反町 2-17-5-1F
5	有限会社観光的士	0120-338-240	八代市建馬町 2-12
6	有限会社昭和的士	0120-354-181	八代市塩屋町 2-26
7	有限会社神園交通	0120-222-123	八代市通町 10-57
8	有限会社有佐観光的士	0120-330-215	八代市鏡町下有佐 74-2
9	有限会社西田交通	0120-321-407	八代市葭牟田町 456-2
10	有限会社千丁的士	0120-464-899	八代市千丁町吉王丸 1580-1



(4) 交通ルール

日本では国際運転免許を持っていれば、車の運転は可能です。ただし日本の交通ルールは自国とは異なる場合があります。日本の道路標識は必ず覚えてください。また日本は非常に交通量が多く道が狭いので交通安全には常に細心の注意を払いましょう。とくに次のポイントには注意してください。

- ・日本では車は左側通行で歩行者優先。
- ・左折時には、左後方から来るミニバイクや自転車に注意（巻き込みによる事故多発）。
- ・飲酒運転は厳禁。
- ・駐車禁止区域での駐車は罰金刑（反則金）となる。
- ・交通違反は罰金刑または反則金、悪質な場合は免許停止。場合によっては逮捕されることもある。
- ・ミニバイクはヘルメット、車はシートベルト着用が義務づけられている。
- ・事故を起こしたらすぐに警察に連絡する。

八代警察署	住所：〒866-0863 八代市西松江城町11-40 電話：0965-33-0110
-------	---

(5) 運転免許

自動車等を運転するには、運転免許が必要です。自動車教習所などで運転免許を取得してください。自国の有効な運転免許証を持っている人は、手続きをすれば、日本の運転免許証へ切替えることができます。

(6) 国際運転免許証

ジュネーブ条約に基づいて発給された国際運転免許証に限り、日本でも有効です。有効期間内で、日本に上陸した日から1年間有効ですが、入国後1年以内に国際免許証の有効期限がきた場合は、その日までとなります。

※外国人登録をしている人が、日本から出国して国際運転免許証を取得した後、再び入国した場合は、出国から入国までの期間が3ヶ月以上なければ認められません。

(7) 日本の免許への切替

外国運転免許証は、日本の運転免許証への切り替えの申請が可能です。手続きは、住んでいる都道府県の運転免許センター・運転免許試験場などで行います。

■外国運転免許の切替について

熊本県運転免許センター	住所：〒869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地 電話：096-233-0110
-------------	---

JAFのホームページ：<http://www.jaf.or.jp/e/translation/switch.html>
(英語、中国語、フランス語、ベトナム語)



(4) 交通规则

在日本如果持有国际驾驶执照，即可拥有开车资格。但是日本的交通规则可能与贵国有所不同。请务必记住日本的道路交通标志。另外，日本的道路交通量非常大，而且路面狭窄，平时一定要注意交通安全。特别要注意以下几点：

- ・在日本汽车靠左行驶，行人优先。
- ・开车往左转时，要留意来自左后方的小型摩托车和自行车（通常此时容易发生与摩托车、自行车相撞的事故）。
- ・严禁酒后开车。
- ・在禁止停车区域停放汽车会受罚款处分（违章停车罚款）。
- ・违反交通规则会受罚款处分，情节恶劣者可能被吊销执照，甚至可能被逮捕。
- ・骑小型摩托车时必须戴安全头盔，开车时必须系带好安全带。
- ・如果发生交通事故，应立刻与警察取得联系。

八代警察署	地址：〒866-0863 八代市西松江城町11-40 电话：0965-33-0110
-------	---

(5) 驾驶执照

在驾驶汽车时需要驾驶执照。请到自动车教习所(驾驶学校)练习并得到执照。持有贵国有效驾驶执照的人，经办理手续可以更换成日本的执照。

(6) 国际驾驶执照

依照日内瓦公约发行的国际驾驶执照，在日本也是有效的。在有效期内，并在日本入境后的1年以内，凭该国际驾驶执照可以开车。如果入境后1年以内，该国际驾驶执照的有效期限到期的话，以此期限为止。

※在日本已办理外国人登录的外国人士，如果从日本出国在国外取得国际驾驶执照后再次入境时，出国时间必须在3个月以上该国际驾驶执照才能被认可为有效。

(7) 驾驶执照的更换

外国的驾驶执照可以更换成日本的驾驶执照，其手续在居住地区的都道府县运转免許中心(驾驶执照中心)或在运转免許試験場(驾驶执照考场)等办理。

■更换外国驾驶执照

熊本县运转免許中心 (驾驶执照中心)	地址：〒869-1107 熊本县菊池郡菊陽町大字辛川2655番地 电话：096-233-0110
-----------------------	---

有关驾驶执照详情可参照 JAF 网页：

<http://www.jaf.or.jp/e/translation/switch.html>
(英语、中文、法语、越南语)



1 3 郵便・小包

(1) 郵便

日本の郵便業務は、郵便局が行っています。はがきや切手は、郵便局のほか、郵便のシンボルマーク『〒』のマークがついたお店で買うことができます。

日本国内では、7けたの郵便番号が使われています。相手に、早く、確実に届けるために国内で郵便物を出すときは、郵便番号を記載するようにしましょう。

郵便料金

はがき：国内 63円

国外 70円（世界各国共通）

(2) 国際小包

航空小包と船便小包とエコノミー航空（SAL）小包の3種類があります。早く送り届けたい場合には、「航空小包」が便利です。

(3) EMS（国際スピード郵便）

緊急に書類や物品（30キロまで）を送るときに最適です。引き受けから配達まで最優先で取り扱ってもらえます。書類や物品と一緒に送ることもできます。コンピューター追跡システムで海外（117ヶ国・地域）への配達状況の確認ができます。

詳細については、郵便局にお問い合わせください。

日本郵便株式会社 八代郵便局	住所：〒866-0861 八代市本町2-3-34 電話：0965-32-3074
----------------	---



1 3 邮局・包裹

(1) 邮寄

日本の邮寄的业务在邮局办理。明信片和邮票可到邮局或标有“〒”的邮局标记的商店购买。在日本使用7位数的邮政编码。为了将信件快而准确地发送全国各地，在日本国内邮寄时，请标明邮政编码。

邮寄费用

普通明信片：国内 63日元

国际 70日元(世界各国费用相同)

(2) 国际包裹邮寄

将信函或包裹寄往国外时，可采用寄航空件，水路邮件以及经济航空件这3种方法。当您希望尽快寄到时，利用航空件较为方便。

(3) EMS(国际特快专递)

最适合邮寄急需的文件或物品(30公斤以内)，国际特快专递从受理到分送都得到最优先的处理，物品和书籍文件允许合在一起寄出，并且在邮寄过程中，通过电脑跟踪系统可以得知邮件的寄送情况(含盖117个国家和地区)。有关大小重量的限制与费用问题等详情，请向邮局询问。

日本郵便株式会社 八代郵便局	地址：〒866-0861 八代市本町2-3-34 电话：0965-32-3074
----------------	---



1.4 緊急時のために

(1) 事故・盗難にあったとき

■警察へ連絡するには（電話番号は局番なしの『110』）

どろぼうや暴力の被害、交通事故にあったときは、警察署に電話してください。警察署につながったら、あせらず、落ち着いて、①何があったのか ②いつ ③どこで ④氏名 ⑤かけている電話番号を話してください。パトロールカーのサイレンが聞こえたら、道案内のために迎えに出てください。

『110』は無料で警察署につながります。公衆電話では、10円玉もテレホンカードも必要ありません。

知らせるときに、あわてないように、日頃から自分の名前と住所、近くの目印となる建物の名前を、ひらがなやローマ字で大きく書いて、電話の近くにはっておくと便利です。

■携帯電話から警察署に電話するとき

携帯電話は、通報場所（住所）、携帯の電話番号を、必ず教えてください。住所が分からないときは、現場近くの目印となる目標物を伝えるか、近くの公衆電話を利用してください。

場所や状況確認のため、警察署からかけなおすことがあります。通報後も電源を切らず、その場にとどまってください。自動車運転中は、安全な場所に停車してから通報してください。

■交番について

各地域には交番があり、警察官がいます。交番では地域のパトロール、迷子の世話、落とし物の処理などを行っています。また、道を聞きたいときは、交番で教えてくれます。

(2) 火事するとき

■消防署へ連絡するには（電話番号は局番なしの『119』）

火事ときは、大きな声で近所の人に知らせ、消防署に電話して、消防車を呼びましょう。自分ひとりで消そうとすると危険です。『119』に電話をして消防署につながったら、あせらず、落ち着いて、①火事であること ②どこであったか（住所または目標物） ③燃えているもの ④氏名 ⑤かけている電話番号を話してください。消防車のサイレンが聞こえたら、道案内のために迎えに出てください。

『119』は無料で消防署につながります。公衆電話では、10円玉もテレホンカードも必要ありません。

知らせるときに、あわてないように、日頃から自分の名前と住所、近くの目印となる建物の名前を、ひらがなやローマ字で大きく書いて、電話の近くにはっておくと便利です。

■携帯電話から消防署に電話するとき

携帯電話は、通報場所（住所）、携帯の電話番号を、必ず教えてください。住所が分からないときは、現場近くの目印となる目標物を伝えるか、近くの公衆電話を利用してください。

場所や状況確認のため、消防署からかけなおすことがあります。通報後も電源を切らず、その場にとどまってください。自動車運転中は、安全な場所に停車してから通報してください。

1.4 发生紧急情况的对应

(1) 遇到事故或盗窃时

■报警(请打 110)

万一遇到暴力、盗窃、交通事故等时，请报警。

打通 110 之后，请不要着急，沉着冷静地说明：(1)发生了什么事情(2)什么时间(3)什么地点(4)姓名(5)正在使用的电话号码。当听到警车的警笛声时，请前去带路。拨打 110 是免费的。使用公用电话时，不需要投硬币或插电话卡。

为了避免发生情况时过于紧张，平时可以事先将自己的姓名、地址、附近的明显建筑等，使用平假名或罗马字清楚地记录好并贴在电话旁边。

■用手机拨打 110 报警时

请一定告知对方通报地点(地址)与手机号码。如果您不知道详细地址时，请说明现场附近的明显标志，或者使用公用电话。

有时为了确认地点或情况，警察会回电话。因此，报警后请不要切断电源并留在现场。当正在开车时，请先把车停在安全的地方，然后再报警。

■警察派出所

每个地区都设有警察派出所，并有警察值班。警察从事本地区的巡逻、帮助迷路的儿童、处理遗失物品等工作。另外，您要问路时，可以向警察派出所询问。

(2) 发生火灾时

■与消防署联系(请打 119)

发生火灾时，首先请大声地通知邻居，然后给消防署打电话叫消防车。因为火灾很危险，所以请千万不要自己一个人去灭火。

打通 119 之后，请不要着急，沉着冷静地说明：(1)发生了火灾(2)发生地点(地址或明显标志)(3)是什么在燃烧(4)姓名(5)正在使用的电话号码。当听到救护车的警笛声时，请前去带路。拨打 119 是免费的。使用公用电话时，不需要投硬币或插电话卡。

为了避免发生情况时过于紧张，平时可以事先将自己的姓名、地址、附近的明显建筑等，使用平假名或罗马字清楚地记录好并贴在电话旁边。

■用手机打 119(消防署)时

请一定告知对方通报地点(地址)与手机号码。如果您不知道详细地址之时，请说明现场附近的明显标志，或者使用公用电话。拨打 119 是免费的。使用公用电话时，不需要投硬币或插电话卡。

有时为了确认地点或情况，消防署会回电话。因此，打 119 后请不要切断电源并留在现场。当正在开车时，请先把车停在安全的地方，然后再通报。

■り災証明

火災の被害にあつて、税の減免や猶予などを受ける場合には『り災証明』が必要です。申請される場合は八代消防署または鏡消防署におたずねください。

八代消防署	電 話：0965-32-9223
鏡消防署	電 話：0965-52-1313

(3) 急病やけがのとき

■消防署へ連絡するには（電話番号は局番なしの『119』）

急病や、けがのときは、消防署に電話して、救急車を呼びます。軽いケガや病気のときなどで、自分で病院に行けるときは、タクシーや自家用車をご利用ください。

『119』に電話して消防署につながったら、あせらず、落ち着いて、①救急であること ②どうしたのか ③どこか（住所または目標物） ④氏名 ⑤かけている電話番号を話してください。救急車のサイレンが聞こえたら、道案内のため迎えに出てください。

『119』は無料で消防署につながります。公衆電話では、10円玉もテレホンカードも必要ありません。

救急車を呼んだとき、健康保険証や、診察券（かかりつけの病院がある場合）を持っている人は、できるだけ用意しておいてください。

知らせるときに、あわてないように、日頃から自分の名前と住所、近くの目印となる建物の名前を、ひらがなやローマ字で大きく書いて、電話の近くにはっておくと便利です。

■携帯電話から消防署に電話するとき

携帯電話は、通報場所（住所）、携帯の電話番号を、必ず教えてください。住所が分からないときは、現場近くの目印となる目標物を伝えるか、近くの公衆電話を利用してください。

場所や状況確認のため、消防署からかけなおすことがあります。通報後も電源を切らず、その場にとどまってください。自動車運転中は、安全な場所に停車してから通報してください。

(4) 自然災害に備えて

■地震

日本は地震が多い国です。地震が起きたら次のことに気をつけましょう。

家の中にいるとき

机の下などに隠れて、身の安全を守ります。

ガスなどの火のもと、落ち着いて閉めます。

玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保します。

大きな揺れが収まった後でも、慌てて外に出ないようにします。

外にいるとき

ブロック塀などの崩れやすいものに近づかないようにします。

ビル街では、看板等の落下物に注意します。

デパートやショッピングセンターなど混雑する所では、係員の指示に従って下さい。エレベーターは使えません。

海岸で地震を感じたら、すぐ高台に避難して下さい。

■受灾证明

遭受火灾后需要申请减免税款或缓期纳税时，必须出具“受灾证明”。有关详情请向申请机关八代消防署或镜消防署询问。

八代消防署	电话：0965-32-9223
鏡消防署	电话：0965-52-1313

(3) 急病或受伤时

■与消防署联系(请打 119)

患急病或受伤时，请给消防署打电话叫救护车。受伤较轻或疾病不太严重而可以自己去医院时，请打出租车或使用私家车。

打通 119 之后，请不要着急，沉着冷静地说明：(1)这是急救电话(2)发生了什么事情(3)发生地点(地址或明显标志)(4)姓名(5)正在使用的电话号码。当听到救护车的警笛声时，请前去带路。拨打 119 是免费的。使用公用电话时，不需要投硬币或插电话卡。

叫救护车时，若有健康保险证或受诊券(票)的人，请尽量事先准备好。

为了避免发生情况时过于紧张，平时可以事先将自己的姓名、地址、附近的明显建筑等，使用平假名或罗马字清楚地记录好并贴在电话旁边。

■用手机打 119(消防署)时

请一定告知对方通报地点(地址)与手机号码。如果您不知道详细地址之时，请说明现场附近的明显标志，或者使用公用电话。拨打 119 是免费的。使用公用电话时，不需要投硬币或插电话卡。

有时为了确认地点或情况，消防署会回电话。因此，打 119 后请不要切断电源并留在现场。当正在开车时，请先把车停在安全的地方，然后再通报。

(4) 防备自然灾害

■地震

日本是一个多地震的国家。如遇到地震发生时，请注意以下事项。

在家时请注意

迅速地躲到写字台或桌子下面，保证自身的安全。

沉着冷静地关闭煤气等正在使用的生火器具。

打开大门，确保紧急逃生通道畅通。

即使激烈摇晃减弱后，也不要慌慌张张地往外跑。

在外面时请注意

远离围墙等容易倒塌的物体。

在街道行走时，小心被广告牌等脱落物砸伤。

在百货公司或购物中心等人比较集中的地方，要听从有关人员的指挥。不能使用电梯。

在海边感觉有地震时，要立即往高处走。

■台風

日本では6月～10月が台風の季節で、特に8月、9月に多く来ます。風が強くなり、大雨が降ることもあります。この季節にはテレビやラジオの天気予報に十分注意しましょう。

■梅雨

日本では6月～7月中旬までを「梅雨」といい、特に雨が多い季節です。河川の増水やガケ崩れなどの被害が起こる恐れがあるので、十分な注意が必要です。また、湿度が高くなるため、食中毒が起こりやすくなります。衛生には特に注意しましょう。

※いざという時のために非常持出品を準備し、バッグ等に入れて持出しやすい所に置いておきましょう。また、火災以外のり災証明は市の危機管理課で発行します。

(5) 交通事故にあったとき

■被害者になったとき

すぐに警察署に届けます。事故の届出がされていないと、保険金支払請求に必要な交通事故証明書が受けられないことがあります。

運転していた人と、車の持ち主（運転していた人が車の所有者でない場合）の住所、氏名、車両番号、保険の加入年月日、保険会社を確認します。

軽いケガと思っても、医師の診断をうけます。

■加害者になったとき

被害者の救護にあたります。（応急手当、救急車の手配）

警察署へ知らせます。

八代警察署	住 所：〒866-0863 八代市西松江城町11-40 電 話：0965-33-0110
-------	---

■台風

在日本，从6月到10月份是刮台风的季节，特别是8、9月份比较多。往往暴雨都伴随台风一起袭来，在此季节请留意收听电视和广播电台的天气预报。

■梅雨

在日本6月至7月中旬为梅雨季节，下雨的日子特别多。容易引发河水泛滥或悬崖塌陷而导致出现灾情。值得注意。此外，这一季节由于湿度较高，容易引起食物中毒。请注意饮食卫生。

※紧急时用品：为做到有备无患，将应急用品放入袋子容器里，放置在容易拿到的地方，以备急时之需。此外，火灾以外的“受灾证明”发行于市政府的危机管理课。

(5) 遇到交通事故时

■作为被伤害方时

请迅速通知警察。如果不通知，将可能得不到申请保险费时需要的交通事故证明书。

要确认驾驶人或车主(驾驶人有时不是车主)的地址、姓名、车号、加入保险的日期、保险公司名称。

虽然当时您可能认为是轻伤，可还是不要大意，去医院接受检查为好。

■做为伤害方时

要救护被伤害人。(急救措施、叫救护车)

要通知警察。

八代警察署	地址：〒866-0863 八代市西松江城町11-40 电话：0965-33-0110
-------	---

15 ごみ処理とリサイクル

生活の中で出てくる様々なごみは、勝手に捨ててはいけません。ごみの分別や収集については、決められたルールがありますので、そのルールに従ってください。大家さんか近所の人にごみの出し方やごみを出す日と場所を聞いておきましょう。ごみは種別ごとに分け、決められた場所に収集日の朝6時30分から8時30分までに出してください。

(1) 燃えるごみ

台所の生ごみ、紙くず、ビニール製品、ゴム製品、革製品等。有料指定袋に入れて、決められた曜日、決められた場所に出します。有料指定袋は市内の商店等で販売しています。

※ごみ袋の値段：大袋(45ℓ 10枚) 500円
 中袋(30ℓ 10枚) 350円
 小袋(15ℓ 10枚) 200円

(2) 資源物〔無料〕

空きビン、空き缶、白色トレイ、ペットボトル、プラスチック容器等は「キレイに洗い、乾かして」、決められた日時に、決められた場所に用意されているネットやケースに入れてください。

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコン以外の電化製品や、乾電池、蛍光灯等は「そのままの状態」、用意されているケースに入れてください。

新聞、雑誌、ダンボール等は「ひもで十文字に結び」、古着・布類は「透明又は半透明の袋に入れてから」決められた曜日、決められた場所に出します。

(3) 大型ごみ〔有料〕

家具、ふとん、カーペット等は市では収集しません。エコイトやつしろ(環境センター)に持ち込んで下さい。なお、「家電リサイクル法」の施行に伴い、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、の4品目を処分する場合、リサイクル窓口となる家電小売店に引き渡すか、事前に郵便局でリサイクル料金を払い、指定引取場所(八代市敷川内町2666-1 久留米運送株)に搬入してください。その際、詳しくは下記のところにお問い合わせください。

また、パソコンについては、他の家電品とは処理方法が異なりますので、直接、販売店又は製造メーカーのホームページでご確認ください。

(4) 市では引き取れないごみ

タイヤ、バイク、車のバッテリー、ガスボンベ、消火器、ピアノ、コンクリート片等については、販売店か専門の処理業者に引き取ってもらって下さい。

エコイトやつしろ 環境センター 管理課 (大型ごみの持ち込み場所)	住所：〒866-0033 八代市港町299 電話：0965-32-4675
エコイトやつしろ 循環社会推進課	住所：〒866-0033 八代市港町299 電話：0965-34-1997



15 垃圾处理和废物回收利用

在日本各地，不能乱扔垃圾。对于垃圾的分类和收集方法等都有明确的规定，请遵守这些规定。关于倒垃圾的方法和日期等规定可以事先询问房东或者邻居。将垃圾分类后，于指定日期的早上六点半到八点半之间存放到规定的场所。

(1) 可燃性垃圾

厨房的生活垃圾、废纸、乙烯树脂制品、橡胶制品、皮革制品等。装入统一规定的收费垃圾袋后，于指定日期放到规定的垃圾堆放场所。统一规定的收费垃圾袋在市内各商店等有出售。

※垃圾袋的价格：大袋(45公升/10个装) 500日元
 中袋(30公升/10个装) 350日元
 小袋(15公升/10个装) 200日元

(2) 可回收利用的资源物品

空瓶、空罐、白色泡沫塑料制成的盘碟、塑胶饮瓶、塑料容器等清洗晒干后，于指定日期直接放到规定的尼龙网或回收箱里。

电视机、空调机、电冰箱、洗衣机、个人电脑以外的家庭电器、干电池、荧光灯管等直接放到规定的回收箱里。

报纸、杂志、瓦楞纸板等用细绳捆成十字结后放到规定的回收箱里，旧衣服和布料放入透明或半透明的袋子中，然后于指定的时间内放到规定的回收箱里。

(3) 大型垃圾(收费)

诸如家具、被褥、地毯等大型垃圾，市各地的垃圾堆放场所是不接收的。请自己拿去ECO-EIGHT YATSUSHIRO(环境中心)。此外，根据颁布的“家电再生利用法”规定，处理电视机、空调机、电冰箱、洗衣机这4种家庭电器垃圾，将之交给家电零售店或者自己首先在邮局支付电器再生利用费用，然后拿到指定的回收站(八代市敷川内町2666-1 久留米运送株式会社)。具体情况请询问以下有关部门。

此外，有关个人电脑的处理与其他家电有所不同，请直接向原出售处商店询问或查询制造商的网页。

(4) 市垃圾站不接收的垃圾

车胎、摩托车、汽车蓄电池、煤气罐、灭火器、钢琴、水泥碎片等等。这些垃圾要么交给原出售处，要么交给专门处理公司进行处理。

ECO-EIGHT YATSUSHIRO 环境中心 管理课 (大型垃圾的搬入场所)	地址：〒866-0033 八代市港町299 电话：0965-32-4675
ECO-EIGHT YATSUSHIRO 循环社会推进课	地址：〒866-0033 八代市港町299 电话：0965-34-1997



1 6 相談

(1) 市民相談室

身近な疑問や困りごとがありましたら、市民相談室をご利用ください。必要な手続きのお手伝いや問題解決のためのアドバイスなどを行います。なお、相談内容についての秘密は守られます。日本語のみ対応のため、日本語が出来る方と一緒に来庁ください。

仮設庁舎東棟 1 階 市民相談室	電 話：0965-33-4452
------------------	------------------

(2) 行政書士による入管問題無料相談会

と き：3ヶ月に1回 その月の第4火曜日 午後1時30分～午後3時30分
ところ：仮設庁舎東棟 1 階 市民相談室
内 容：家族の招聘、国際結婚、永住、帰化、外国人の雇用・会社設立など

鏡支所 2 階 国際課	電 話：0965-33-6846
-------------	------------------

(3) 熊本県外国人サポートセンター

熊本県国際協会では、在熊外国人の皆さんが安心して暮らせるよう、多言語による生活相談を行っています。在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育など、熊本での生活について困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談時間：月曜日から金曜日 8：30～17：15（祝日、12月29日～1月3日を除く）
相談場所：〒862-5870 熊本市水前寺 6-18-1 熊本県庁本館 7 階（国際課内）
対応方法：電話・相談フォーム（ホームページ）・来所
電話 080-4275-4489
対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・
タガログ語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語
※相談無料・秘密厳守

(4) 警察署

八代警察署	住 所：〒866-0863 八代市西松江城町 11-40 電 話：0965-33-0110
-------	--



1 6 咨询

(1) 市民咨询室

当您有疑难问题时，请利用市民咨询室。由专职人员向您提供手续上的帮助或解决各种问题的建议。必要时由懂外语的工作人员充当翻译，而且咨询内容严守秘密。

市政府临时总厅东栋 1 楼 市民咨询室	电话：0965-33-4452
------------------------	-----------------

(2) 行政书士提供有关入管问题的免费咨询

咨询时间：三个月一次 第 4 个星期二 下午 1 点 30 分～下午 3 点 30 分
咨询地点：市民咨询室(市政府临时总厅东栋 1 楼)
咨询内容：邀请亲属访日，涉外婚姻，申请永住许可，加入日本国籍，外国人就业・在日本设立公司等

镜分所 2 楼 国际课	电话：0965-33-6846
-------------	-----------------

(3) 熊本县外籍居民咨询服务中心

熊本县（相当于中国省或自治区的行政区域）国际协会开设了“国际咨询之角”，有专人向外籍居民提供有关在留资格的有关手续、雇佣、医疗、福利、分娩・育儿、儿童教育等各方面的咨询服务和提供各种信息服务，以利于各位的生活过得更舒适。

咨询时间：星期一～星期五 8：30～17：15
（法定节假日，12月29日至1月3日除外）
咨询地点：〒862-5870 熊本市水前寺 6-18-1 熊本县政府大楼 7 楼国际课内
咨询方法：电话、网络或电话预约后前往本中心面谈
电 话：080-4275-4489
对应语言：日语、英语、中文、韩语、越南语、尼泊尔语、印度尼西亚语、菲律宾语、
泰语、葡萄牙语、西班牙语
※免费咨询、严守秘密

(4) 警察署

八代警察署	地址：〒866-0863 八代市西松江城町 11-40 电话：0965-33-0110
-------	--

17 大使館リスト

国名	住所	TEL
オーストラリア大使館	〒108-8361 東京都港区三田 2-1-14	03-5232-4111
カンボジア大使館	〒107-0052 東京都港区赤坂 8-6-9	03-5412-8521
カナダ大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂 7-3-38	03-5412-6200
中国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布 3-4-33	03-3403-3388
在福岡中国総領事館	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜 1-3-3	092-713-1121
フランス大使館	〒106-8514 東京都港区南麻布 4-11-44	03-5798-6000
ドイツ大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布 4-5-10	03-5791-7700
インド大使館	〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11	03-3262-2391
インドネシア大使館	〒141-0022 東京都品川区東五反田 5-2-9	03-3441-4201
マレーシア大使館	〒150-0036 東京都渋谷区南平台町 20-16	03-3476-3840
モンゴル国大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町 21-4	03-3469-2088
ニュージーランド大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町 20-40	03-3467-2271
フィリピン大使館	〒106-8537 東京都港区六本木 5-15-5	03-5562-1600
大韓民国大使館	〒106-8577 東京都港区南麻布 1-2-5	03-3452-7611
在福岡韓国総領事館	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜 1-1-3	092-771-0461
台北駐日経済文化代表処	〒108-0071 東京都港区白金台 5-20-2	03-3280-7811
台北駐福岡経済文化弁事処	〒810-0024 福岡市中央区桜坂 3-12-42	092-734-2810
ネパール大使館	〒153-0064 東京都目黒区下目黒 6-20-28 福川ハウスB	03-3713-6241
ミャンマー大使館	〒140-0001 東京都品川区北品川 4丁目 8-26	03-3441-9291
シンガポール大使館	〒106-0032 東京都港区六本木 5-12-3	03-3586-9111
バングラデシュ大使館	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29	03-3234-5801
タイ大使館	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-6	03-3447-2247
英国大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町 1	03-5211-1100

17 駐日大使館、領事館

国名	住所	TEL
澳大利亚大使館	〒108-8361 東京都港区三田 2-1-14	03-5232-4111
柬埔寨大使館	〒107-0052 東京都港区赤坂 8-6-9	03-5412-8521
加拿大大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂 7-3-38	03-5412-6200
中国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布 3-4-33	03-3403-3388
在福岡中国総領事館	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜 1-3-3	092-713-1121
法国大使館	〒106-8514 東京都港区南麻布 4-11-44	03-5798-6000
德国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布 4-5-10	03-5791-7700
印度大使館	〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11	03-3262-2391
印度尼西亚大使館	〒141-0022 東京都品川区東五反田 5-2-9	03-3441-4201
马来西亚大使館	〒150-0036 東京都渋谷区南平台町 20-16	03-3476-3840
蒙古大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町 21-4	03-3469-2088
新西兰大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町 20-40	03-3467-2271
菲律宾大使館	〒106-8537 東京都港区六本木 5-15-5	03-5562-1600
大韓民国大使館	〒106-8577 東京都港区南麻布 1-2-5	03-3452-7611
在福岡韓国総領事館	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜 1-1-3	092-771-0461
台北駐日経済文化代表処	〒108-0071 東京都港区白金台 5-20-2	03-3280-7811
台北駐福岡経済文化弁事処	〒810-0024 福岡県福岡市中央区桜坂 3-12-42	092-734-2810
尼泊尔大使館	〒153-0064 東京都目黒区下目黒 6-20-28 福川ハウスB	03-3713-6241
緬甸大使館	〒140-0001 東京都品川区北品川 4丁目 8-26	03-3441-9291
新加坡大使館	〒106-0032 東京都港区六本木 5-12-3	03-3586-9111
孟加拉国大使館	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29	03-3234-5801
泰国大使館	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-6	03-3447-2247
英国大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町 1	03-5211-1100

アメリカ大使館	〒107-8420 東京都港区赤坂 1-10-5	03-3224-5000
在福岡アメリカ領事館	〒810-0052 福岡県福岡市中央区大濠 2-5-26	092-751-9331
ベトナム大使館	〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町 50-11	03-3466-3311
在福岡ベトナム総領事館	〒810-0801 福岡市博多区中洲 5-3-8 アクア博多 4 階	092-263-7668

美国大使馆	〒107-8420 東京都港区赤坂 1-10-5	03-3224-5000
在福岡美国領事館	〒810-0052 福岡県福岡市中央区大濠 2-5-26	092-751-9331
越南大使馆	〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町 50-11	03-3466-3311
在福岡越南总領事館	〒810-0801 福岡県福岡市博多区中洲 5-3-8 アクア博多 4 階	092-263-7668

CITY OF YATSUSHIRO

INTERNATIONAL AFFAIRS DIVISION

八代市 市長公室 国際課

TEL : 0965-33-6846

FAX : 0965-52-8123

E-mail: kokusai@city.yatsushiro.lg.jp

Homepage <http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>